

越谷市一般廃棄物処理基本計画

素案

令和7年10月

越 谷 市

目次

【第1部 ごみ処理基本計画】

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第2章 ごみ処理の現状	4
第1節 人口の推移・事業所の推移	4
第2節 ごみ処理量の推移	6
第3節 ごみ処理体制等	10
第4節 ごみ処理経費	12
第3章 前計画の進捗状況	13
第1節 前計画の進捗状況	13
第2節 施策の進捗状況	21
第4章 本市を取り巻く社会情勢と今後の課題	26
第1節 本市を取り巻く社会情勢	26
第2節 本市における今後の課題	27
第5章 将来推計	31
第1節 人口の推計	31
第2節 ごみ総排出量の推計	32
第6章 ごみ処理基本計画	33
第1節 基本理念・基本方針及び施策の体系	33
第2節 ごみ処理の数値目標	53
第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	57
第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項	59
第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項	62
第6節 計画処理フロー	63

【第2部 生活排水処理基本計画】

第1章 計画の基本的事項	65
--------------	----

第1節 計画の位置づけ	65
第2章 生活排水処理の現状	66
第1節 河川・生活排水の概況	66
第3章 前計画の進捗状況	73
第1節 前計画の評価	73
第2節 前計画の課題	76
第4章 計画の期間・目標	77
第1節 計画の期間	77
第2節 計画の目標	78
第5章 実現に向けた取り組み	83
第1節 実現に向けた取り組み	83

【第3部 その他】

計画の進行管理	作成中
資料編	
用語集	

【参考（コラム）】

食品ロスとは	8
家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査とは	9
資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る®」の配信について	15
パソコン回収におけるリネットジャパンリサイクル(株)との協定締結について	16
非電動型生ごみ処理器「越谷キエロ」について	21
リサイクル率	25
サントリーグループとペットボトルの水平リサイクルの推進に関する協定の締結について ..	30
リチウムイオン電池、モバイルバッテリーによる火災について	39
出張講座、体験学習などの取り組み	43
オフィス・ペーパー・リサイクル越谷	45
指定袋制度とごみ処理有料化の違い	49
家庭での食品ロス削減の取り組みの効果は・・・	56
越谷市廃棄物減量等推進審議会とは	62
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。	64

第1部

ごみ処理基本計画

第1節 計画改定の趣旨

令和3年度（2021年度）に現行計画である「越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下「前計画」という。）が策定されました。前計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、プラスチックごみ削減や食品ロス対策などを中心に推進してきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、生活様式や働き方が多様化し、テイクアウトやデリバリーの増加、家庭ごみの増大など、ごみの発生傾向にも大きな変化が見られました。

さらに、令和4年（2022年）4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック資源の回収・再資源化や排出抑制などに対して、事業者や自治体に対する新たな責務が示されました。

また、国の循環型社会に向けた施策はさらに進展し、令和6年（2024年）8月2日には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画では、地域の特性を活かした多様で自立的な資源循環システムの構築や、ライフサイクル全体を通じた企業間連携による資源の徹底的な循環、さらには循環経済への移行を国家戦略として位置づけることで、持続可能な地域社会と質の高い暮らしの両立を目指す将来像が示されています。特に第四次計画と比較して、資源制約や気候変動などの地球環境問題への対応が急務となる中、資源の効率的かつ有効な利用が一層強く求められています。

こうした社会情勢や制度の変化を踏まえ、前計画の中間目標年度である令和7年（2025年度）にあわせて計画の見直しを行い、「越谷市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）～改定版～」（以下「本計画」という。）を策定しました。

表1-1 前計画の目標と達成状況

項目	単位	H31・R1 (2019) 実績値	R6 (2024) 実績値	R7 (2025) 中間目標値	中間目標 達成状況	R12 (2030) 計画目標値	
1	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	795	727	740	達成	690
2	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	528	476	490	達成	440
3	事業系ごみ排出量	t/年	26,143	23,480	24,000	達成	21,000
4	最終処分量	t/年	7,668	6,667	7,100	達成	6,500
5	リサイクル率	%	17.7	17.5	20.0	未達成	25.0
6	家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,267	7,400	達成	6,000

【新たな課題】

- ・新型コロナウイルス感染症による生活様式や働き方の変化への対応
- ・プラスチック資源の回収、再資源化、排出抑制の必要性
- ・更なる資源の効率的かつ有効な利用の必要性

目標値や施策の見直しが必要



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置づけられ、上位計画である「越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。

本計画は、一般廃棄物の減量や適正処理、再資源化を推進する「ごみ処理基本計画」と、生活排水対策を推進する「生活排水処理基本計画」を内包しています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」については、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組みとして本計画に内包することとします。

本計画の位置づけは、図1-1に示すとおりです。

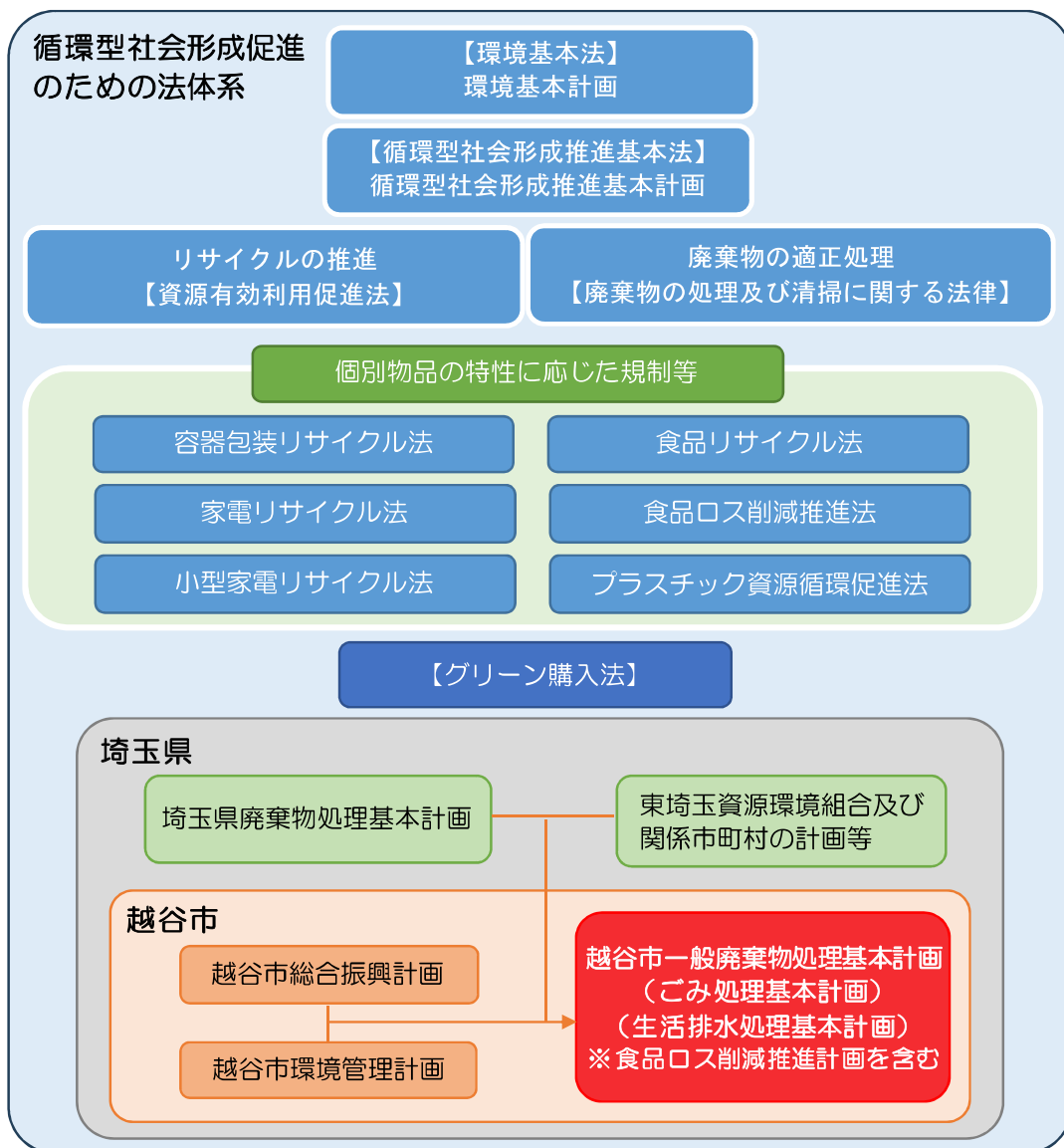


図1-1 越谷市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第3節 計画期間

計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、令和7年度（2025年度）を中間目標年度、令和12年度（2030年度）を計画目標年度とします。（図1-2参照。）

- 中間目標年度：令和7年度（2025年度）
- 計画目標年度：令和12年度（2030年度）

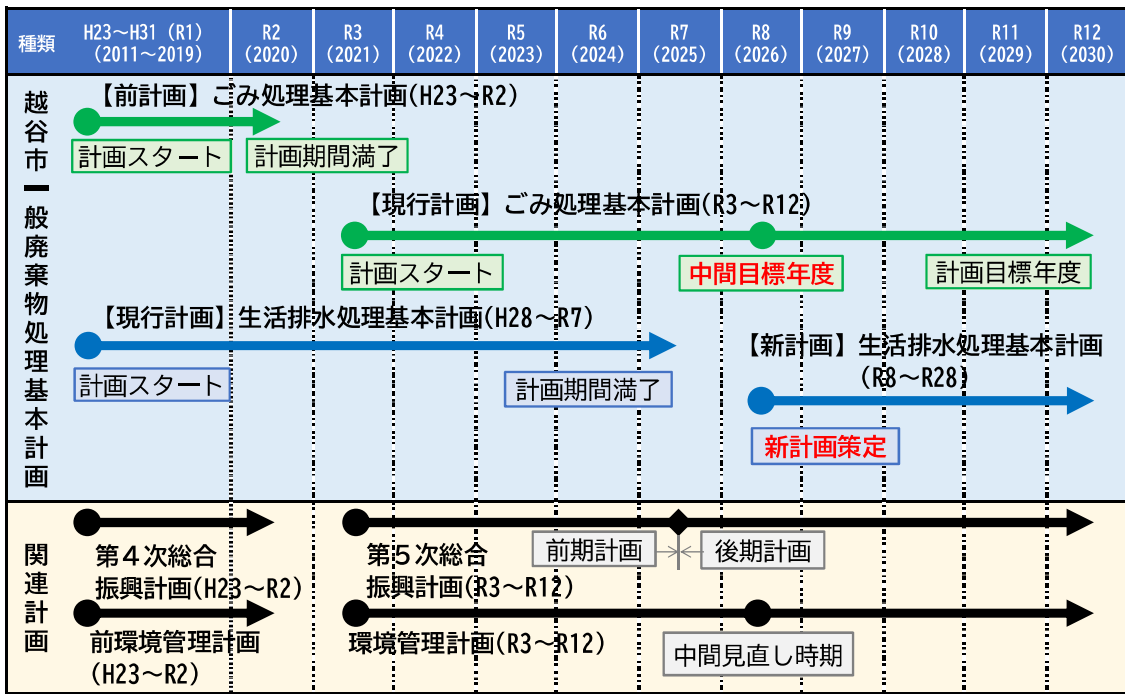


図1-2 計画期間と目標年度

第2章

ごみ処理の現状

第1節 人口の推移・事業所の推移

(1)市の概要

本市は埼玉県南東部に位置し、東京都心から 25 k m の地点にあります。

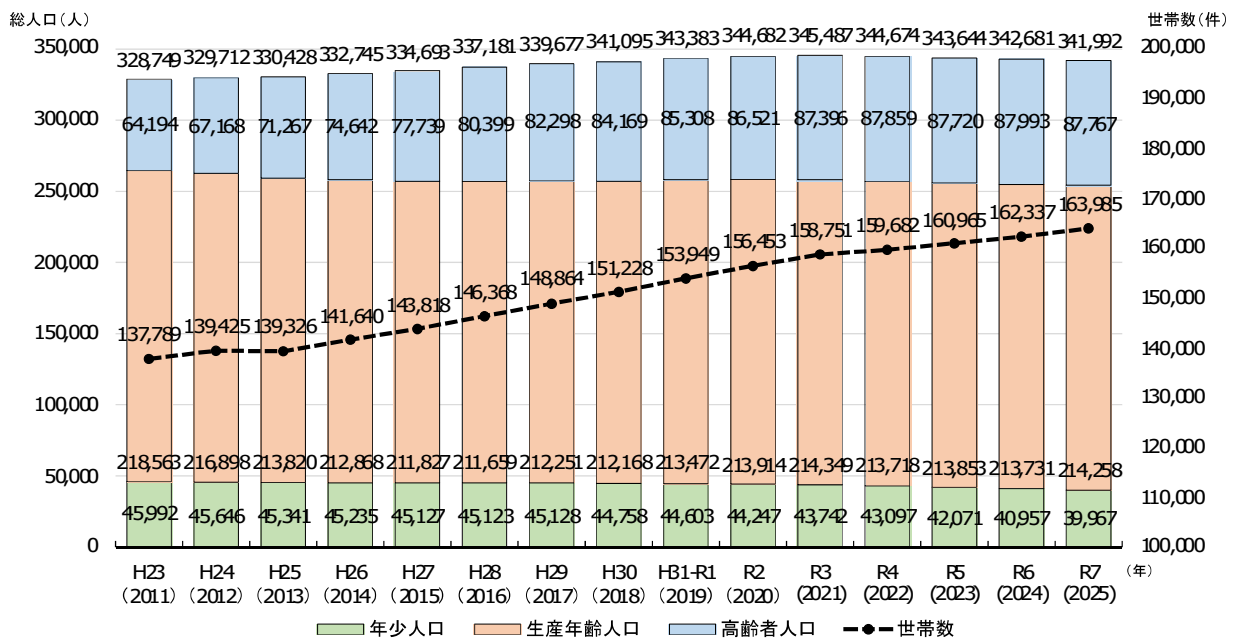
面積は 60.24 k m² であり、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置し、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、中川、新方川の5つの一級河川の他、葛西用水などの多くの河川・用水が流れています。

平成27年(2015年)4月には、中核市へ移行し、県南東部地域の中核都市として、市民に身近で、きめ細やかな行政サービスの提供に取り組んでいます。

(2)人口

人口は約34万人であり、埼玉県内において、さいたま市・川口市・川崎市・所沢市に次いで5番目に人口が多い市です。(令和7年(2025年)4月1日現在)

本市における人口の動向をみると、令和3年度(2021年度)までは緩やかな増加傾向が続いていましたが、令和3年度(2021年度)の345,487人をピークに、以降は減少傾向に転じており、今後も減少は続いていくと見込まれています。(図2-1参照)



(各年4月1日現在)
出典：住民基本台帳

図2-1 人口の推移

(3)事業所

事業系廃棄物の排出者である本市の事業所数の過去の推移は、図2-2に示すとおりです。

事業所数は、市内の再開発等の影響で一時的に増加する年度もありますが、少子高齢化による労働力人口の減少等の影響により全体としては年々微減傾向にあります。

また、令和3年（2021年）の事業所数は、10,722事業所となっています。

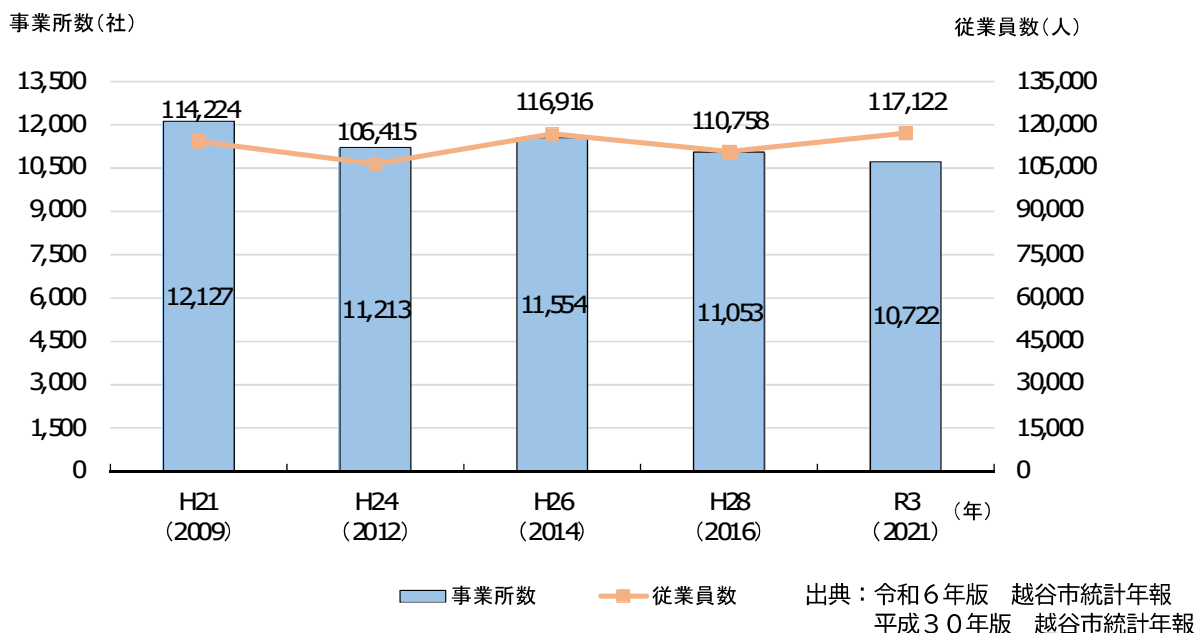


図2-2 事業所数及び従業員数の推移

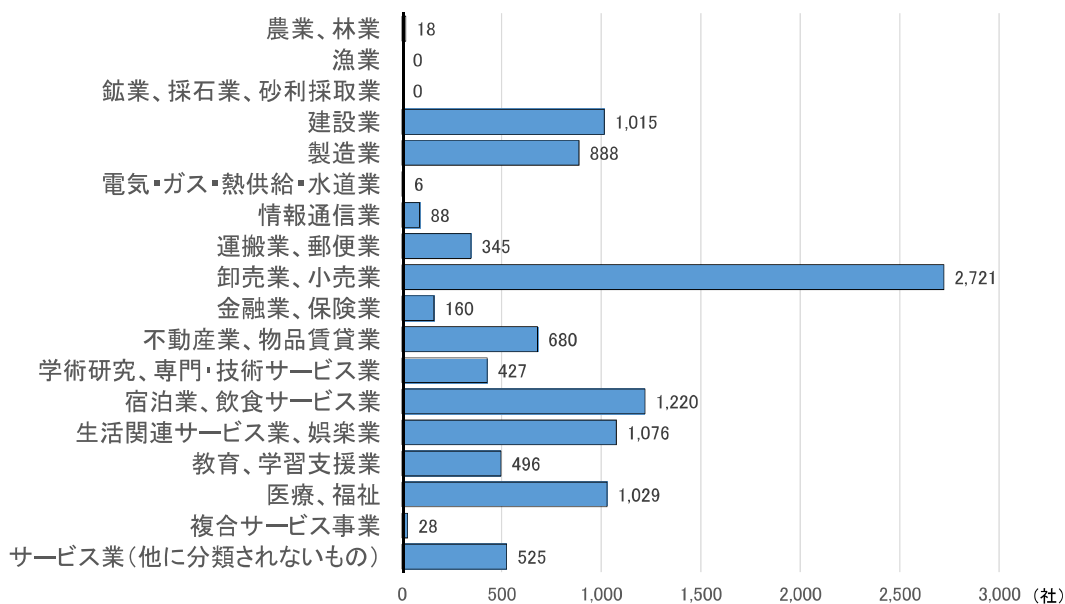


図2-3 産業別の事業所数

出典：令和6年版 越谷市統計年報

第2節 ごみ処理量の推移

(1)ごみ処理量

本市における一般廃棄物の年間排出量は、図2-4に示すとおりです。

ごみ総排出量は平成29年度(2017年度)までは減少傾向にありましたが、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)に一時的に増加傾向となり、令和2年度(2020年度)以降は再び減少傾向となりました。令和6年度(2024年度)は実績で94,882t/年です。

排出量の内訳をみると、生活系ごみは平成29年度(2017年度)まで減少傾向にあり、その後は令和2年度(2020年度)まで増加に転じ、令和3年度(2021年度)から再び減少傾向となっています。生活系ごみとごみ総排出量の増加及び減少傾向のずれは、令和元年度(2019年度)末から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛が行われた結果、令和2年度(2020年度)まで生活系ごみの排出量が増加したことが影響したと考えられています。

事業系ごみは平成29年度(2017年度)までは横ばいでしたが、その後は令和元年度(2019年度)まで増加に転じ、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度(2020年度)に大きく減少し、以降は増減を繰り返しています。

集団資源回収量は、少子高齢化に伴い、活動団体数の減少が続いており、令和6年度(2024年度)は平成22年度(2010年度)と比較して約4割まで減少しています。

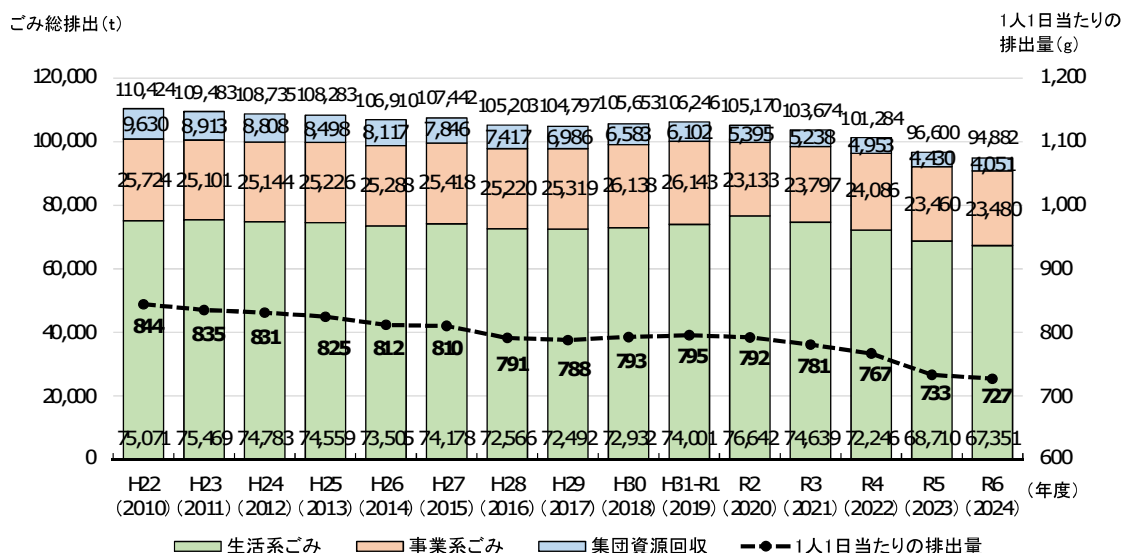


図2-4 一般廃棄物の年間排出量の推移

(注¹) 本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(注²) 「生活系ごみ」、「家庭系ごみ」

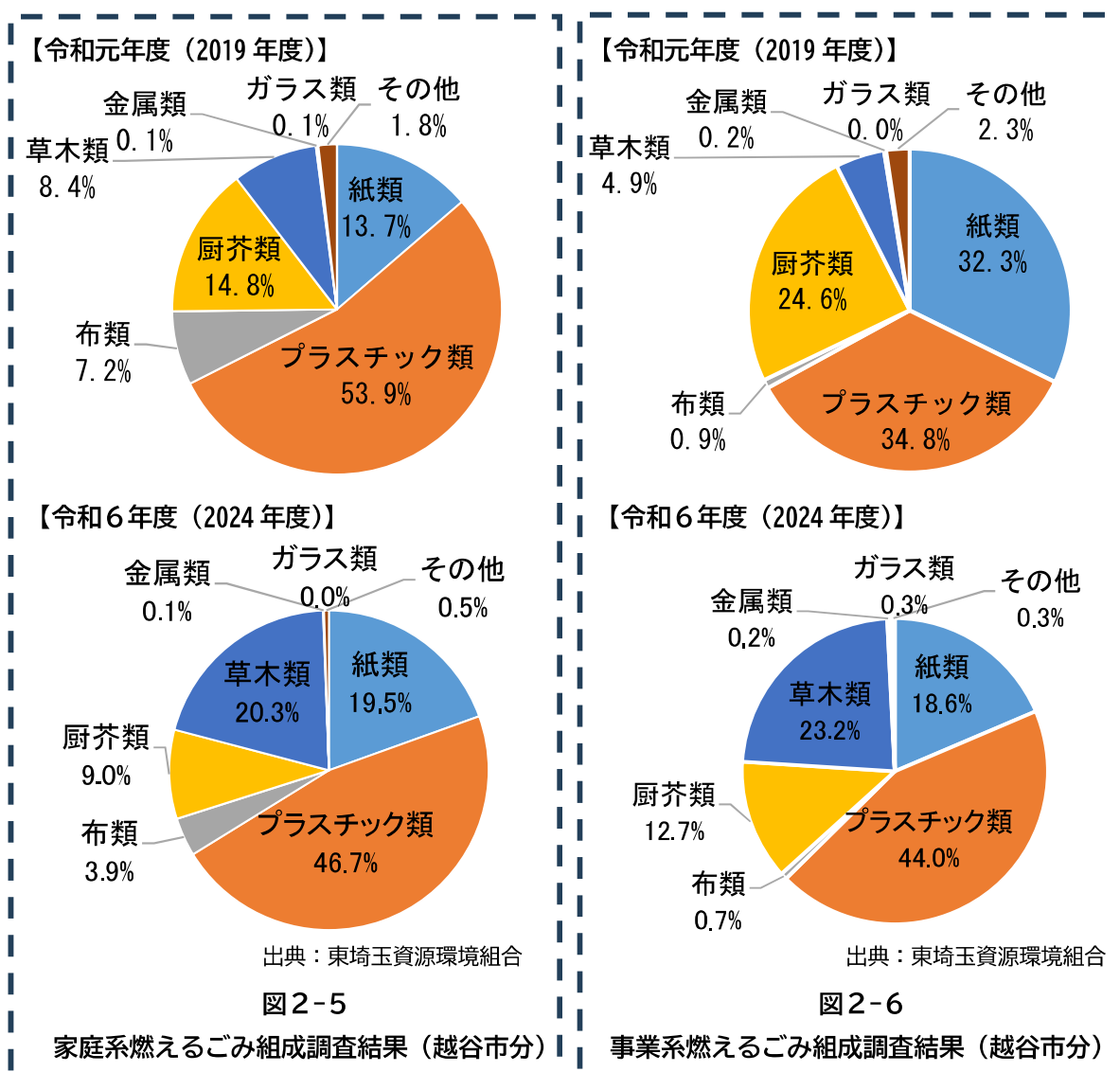
- ・本書では「生活系ごみ」は集団資源回収量を除いた、家庭からの一般廃棄物(収集区分上の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等)をいいます。
- ・「家庭系ごみ」は生活系ごみから「資源物」を除いたものをいいます。

(2)ごみの組成

本市における令和元年度（2019年度）及び令和6年度（2024年度）の家庭系及び事業系の燃えるごみの組成調査結果は、図2-5及び図2-6に示すとおりです。

家庭系燃えるごみにおいては、プラスチック類がどちらの年度も半分近くの割合を占めていますが、令和元年度（2019年度）から令和6年度（2024年度）にかけて、プラスチック類の割合は減少しています。

事業系燃えるごみにおいては、令和元年度（2019年度）はプラスチック類と紙類がそれぞれ3割で大きな割合となっていますが、令和6年度（2024年度）には紙類と厨芥類の割合が減少し、プラスチック類と草木類の割合が増加しています。



(注¹) ごみの組成は重量比の結果を示します。
 (注²) 家庭系及び事業系の燃えるごみの組成調査については、東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設において実施されており、家庭系及び事業系ごみともに、ごみ運搬車1台より200kgを試料として、内容物の分類（①紙類、②プラスチック類、③布類、④金属類、⑤厨芥類、⑥草木類、⑦ガラス類、⑧その他）調査等を行っています。
 (注³) 東埼玉資源環境組合とは越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の5市1町で構成されている一部事務組合で、可燃ごみと屎尿の処理、せん定枝や刈り草などの堆肥化を行っています。

(3)食品ロスの状況

本市における食品ロスの状況は、埼玉県清掃行政研究協議会の「家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査報告書」(平成30年3月)によると、食品ロス量が生活系可燃ごみ^(注)に占める割合が約13%となっています。この調査結果をもとに平成28年度(2016年度)における食品ロス量を推計すると、年間7,975tとなります。(表2-1参照。)

表2-1 食品ロス量の推計値

項 目		越谷市	
生活系可燃ごみ量 ^(注) (t/年)		62,388	
可燃ごみに 占める割合 (%)	食品廃棄物	28.7	
	食品ロス	12.8	
	(内訳)	食べ残し	4.3
		直接廃棄	8.5
排出量 (t/年)	食品廃棄物	17,911	
	食品ロス	7,975	
	(内訳)	食べ残し	2,678
		直接廃棄	5,298

(注)「生活系可燃ごみ量」は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成28年度実績、環境省)に基づく

コラム

食品ロスとは

食品ロスとは、「まだ食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品(可食部分)」のことです。

日本国内における年間の「食品ロス」は約464万トンとされています(農林水産省令和5年度推計)。

約464万トンの食品ロスのうち、約半数(233万トン)は一般家庭から発生しています。

食品ロスを削減するためには市民一人ひとりの取組みが必要です。食品ロス削減のための取組みにぜひご協力をお願いします。



◆フードドライブの取組み

家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動であり、本市でも取組みを進めています。



コラム




家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査とは

家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査とは、燃えるごみに含まれて排出された食品廃棄物を調査・分析し、今後のごみ減量のための施策に活用することを目的として実施されています。

食品廃棄物とは、調理時等に食べられない部分として捨てられた「調理くず」、購入後、全てを使用されずに期限切れ等の理由で捨てられた「直接廃棄」、食卓に出た後に食べ残って捨てられた「食べ残し」の3つに分類されます。

調査では、収集した燃えるごみの中から、食品廃棄物を手作業で取り出し、分類ごとに選別の上、重量等の測定を行います。本市は、調査結果をもとに「直接廃棄」と「食べ残し」を削減できるように施策を進めます。

<食品廃棄物の分類>

	①調理くず	概要	調理や食事の際に、食べられない部分として捨てられたもの
		例	野菜の皮や芯、肉や魚の骨など
	②直接廃棄	概要	全てを使用されずに期限切れやいたみのため捨てられたもの
		例	野菜、肉類、レトルト食品、大豆食品など
	③食べ残し	概要	食卓に出た後に食べ残って捨てられたもの
		例	野菜、肉類、魚介類、麺類など

<令和7年度実績>

項 目		越谷市	
可燃ごみに 占める割合 (%)	食品廃棄物	32.0	
	食品ロス	9.2	
	(内訳)	食べ残し	3.7
		直接廃棄	5.6



◆調査風景

第3節 ごみ処理体制等

(1)ごみ処理の区分

本市のごみ・資源処理の流れは、図2-7に示すとおりです。

平成17年度（2005年度）までは、燃えるごみ・新聞・雑誌・段ボール・燃えないごみ・危険ごみ・粗大ごみ・せん定枝の8区分でしたが、平成18年度（2006年度）から収集区分を変更し、ペットボトル・白色トレイ・古着類・雑紙・牛乳パック・缶・びんが新たな区分として加わり15区分となりました。

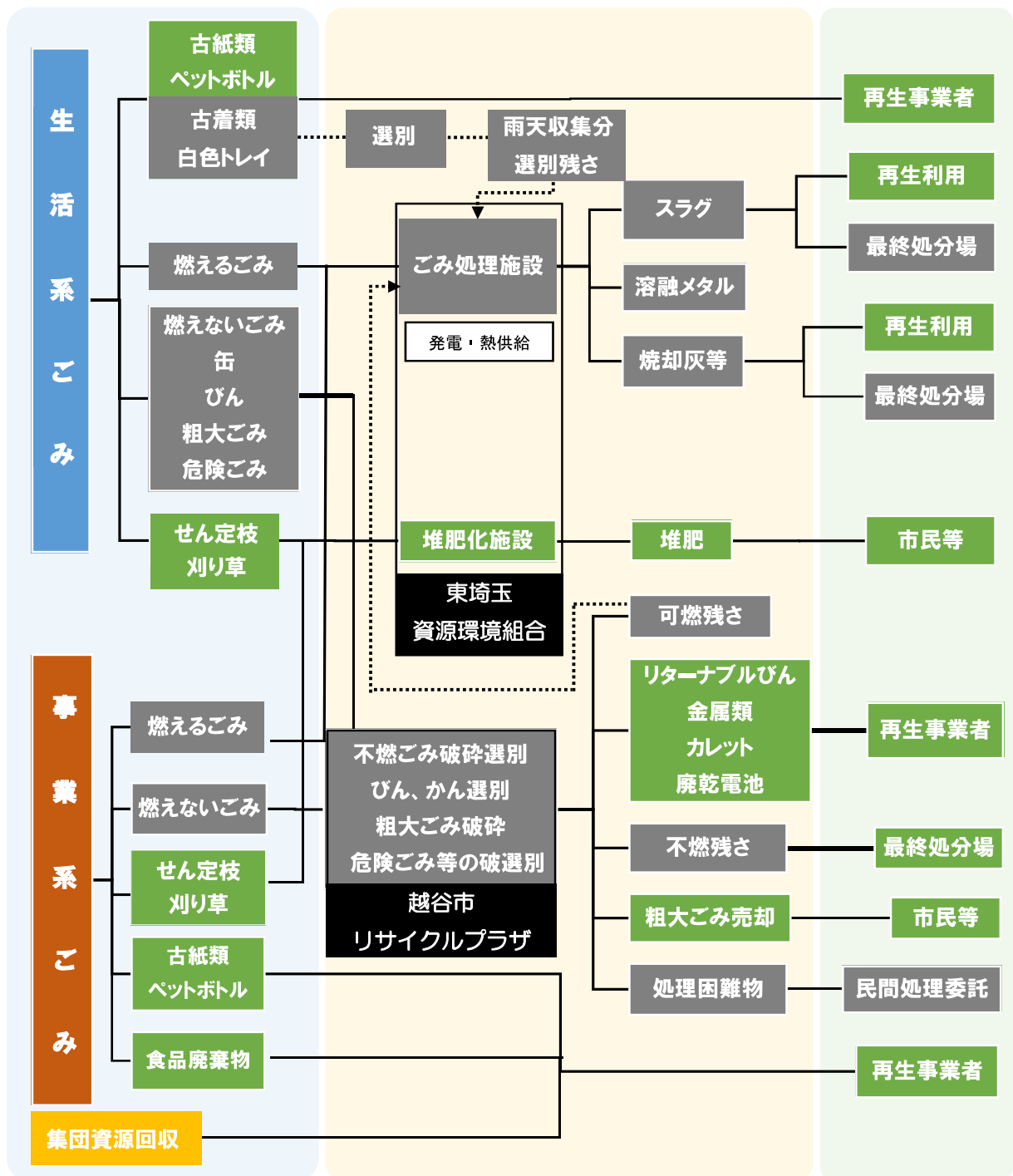


図2-7 ごみ・資源処理の流れ

(2)ごみ処理施設等の概要

本市のごみ処理施設等の概要は、図2-8に示すとおりです。

■ 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

東埼玉資源環境組合が管理運営するごみ処理施設です。主に一般廃棄物（可燃ごみ）を処理しています。焼却処理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給を行っており、本市では周辺施設のゆりのき荘、越谷市民プール、農業技術センターへの熱供給を行っています。

■ 東埼玉資源環境組合堆肥化施設

せん定枝、刈り草を焼却処分せずに資源として有効に活用するため、堆肥化を行っています。

■ リサイクルプラザ

本市のリサイクルの拠点施設として、資源ごみや燃えないごみの収集・資源化を行っています。



図2-8 ごみ処理施設等位置図

第4節 ごみ処理経費

ごみ処理経費及び1人当たり・1t当たりのごみ処理経費は、図2-9及び表2-2に示すとおりです。

ごみ処理経費は令和2年度（2020年度）に約25億円でしたが、以降増加傾向にあります。要因としては、人件費や車両維持費、東埼玉資源環境組合への分担金の増加があげられます。今後も東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設のプラント更新工事による分担金の増加が予想されているため、ごみ処理経費は増加を見込んでいます。

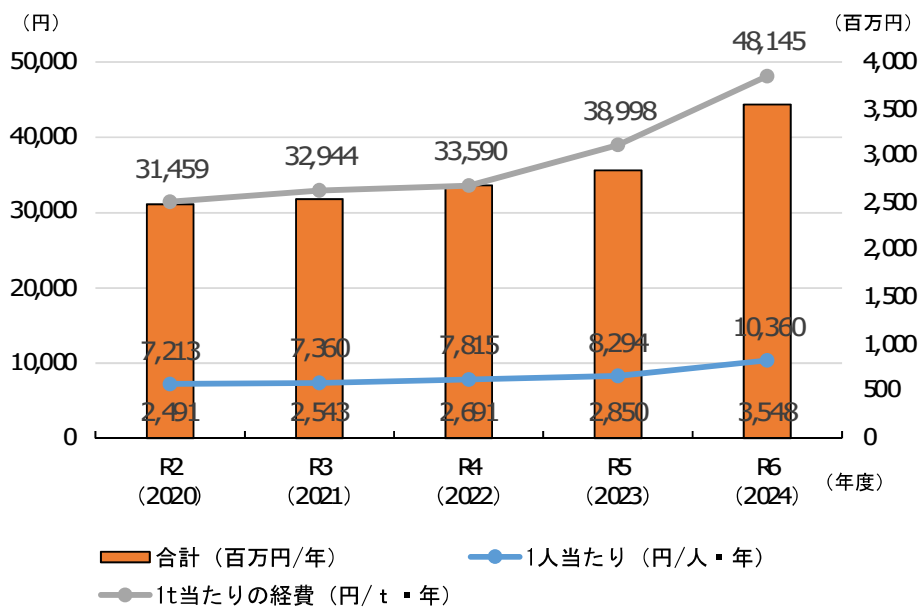


図2-9 ごみ処理経費の推移

表2-2 ごみ処理経費の推移

年度		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口(人)		345,217	345,472	344,280	343,548	342,397
ごみ 処理 経費	1人当たり(円/人・年)	7,213	7,360	7,815	8,294	10,360
	合計(百万円/年)	2,491	2,543	2,691	2,850	3,548
	1t当たりの経費(円/t・年)	31,459	32,944	33,590	38,998	48,145

(人口は各年10月1日現在)

第1節 前計画の進捗状況

(1) 前計画の概要

ごみの課題解決のため、本市では、前計画の次の3つの基本方針に基づき、表3-1に示す様々な事業を実施してきました。

基本方針

1. 市民・事業者との協働による資源循環の推進
2. 排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進
3. 新たなごみ収集・処理システムの構築

表3-1 (1) 前計画での施策と実施状況

基本方針	基本的施策	個別施策	実施評価 (注)
基本方針1 市民・事業者との協働による資源循環の推進	1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進	1-1-① ごみと資源の分別の徹底	B
		1-1-② 生ごみの減量	A
		1-1-③ プラスチックごみの発生抑制	A
		1-1-④ 行政による減量・リサイクルの促進	B
	1-2 地域一体となった資源化の促進	1-2-① 集団資源回収の見直し及び活性化	A
		1-2-② 分別ルール of 徹底	A
		1-2-③ 生ごみリサイクルの検討	A
		1-2-④ 廃棄物減量等推進員制度の見直し	B
	1-3 食品ロスの削減	1-3-① 家庭における食品ロスの削減	A
		1-3-② 事業者による食品ロスの削減	A
		1-3-③ 食品ロスの削減に関する普及啓発の強化	A
	1-4 SDGs の理解促進と行動変革	1-4-① SDGs の理解促進・行動変革の推進	A
		1-4-② ごみ減量・リサイクルの普及啓発など情報発信の充実	A
1-4-③ 外国人や若年層への周知啓発		A	

表3-1 (2) 前計画での施策と実施状況

基本方針	基本的施策	個別施策	実施評価 (注)
基本方針2 排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進	2-1 事業系ごみの減量・資源化の促進	2-1-① 事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	A
		2-1-② 多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討	C
		2-1-③ 過剰包装の自粛の要請	A
		2-1-④ 拡大生産者責任の提唱	B
	2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底	2-2-① 事業者、収集運搬許可業者への適正排出指導の徹底	B
		2-2-② 業種に応じたごみ減量講習会などの開催	A
	2-3 事業者への支援体制の充実	2-3-① 減量・資源化マニュアルの作成	A
		2-3-② SDGsの達成に向けた活動の推進	C
		2-3-③ 食品廃棄物の循環システムの構築	A
基本方針3 新たなごみ収集・処理システムの構築	3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討	3-1-① プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	B
		3-1-② 資源化可能物拡大の検討	B
	3-2 超高齢社会に対応した環境整備	3-2-① ふれあい収集の継続及び強化の検討	C
		3-2-② 簡易版のごみ分別ガイド作成の検討	A
		3-2-③ 使用済み紙おむつ対策の検討	C
		3-2-④ 遺品整理などに伴う、一時多量ごみへの対応の検討	A
	3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討	3-3-① ごみ処理に係る費用負担の検討	B
		3-3-② 計画の進捗状況等の情報発信・周知の徹底	A
	3-4 きれいなまちづくりの推進	3-4-① 地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進	A
		3-4-② 不法投棄・資源物持ち去りの防止	A
		3-4-③ 越谷市まちをきれいにする条例の普及	A
	3-5 災害廃棄物等処理体制の強化	3-5-① 災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し	C
		3-5-② 災害廃棄物処理への備え	A
		3-5-③ 災害時のごみの排出方法等の広報	C
		3-5-④ 災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	A
3-5-⑤ 他自治体等との相互支援体制の強化		A	

(注) 実施評価の区分

A：実施し効果が得られた。

B：実施が一部に留まった。または効果が十分でなかった。

C：実施できなかった。または効果が得られなかった。

(2) 主な取組内容

表3-1に示す各種施策のうち、令和7年度（2025年度）までに実施してきた主な取組内容について以下に整理しました。

【1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進】

分別によるごみの減量や資源化を促進するため、各家庭へごみ収集カレンダーを毎年配布し、分別や収集日に関する情報を提供しています。また、「リサイクルプラザだより」を発行し、令和6年度（2024年度）からは、市ホームページへ掲載することで、より多くの市民がいつでも情報を入手できるようにしました。更に、令和5年度（2023年度）はごみ分別アプリ「さんあ〜る®」の配信を開始しました。

特に食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制については、重点的に取組を推進しています。食品ロス削減は、「食べキリ」「使いキリ」の2キリ運動を推進し、ごみ収集カレンダーなどを通じて周知を図っています。プラスチックごみの発生抑制は、レジ袋の使用を控え、マイバッグの利用を呼びかける広報を市ホームページで実施した他、市職員を対象とした「越谷市プラスチックスマート宣言」に基づき、マイバッグやマイボトルの利用を推奨しています。

その他にリネットジャパンリサイクル㈱とパソコン回収に関する協定を締結し、デスクトップ型パソコンの処理の選択肢拡大等を図りました。

コラム

資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る®」の配信について

令和5年（2023年）9月1日から、ごみ・資源分別アプリ「さんあ〜る®」の配信を開始しました。主な機能は、ごみ収集日カレンダーや分別帳機能などがあります。災害や悪天候等によるごみ収集の遅延やごみ出しに関する情報を迅速かつ容易に発信できます。引き続き利用者の増加に向けて周知及び機能の充実を図ります。



◆カレンダーの様子



◆分別帳の様子

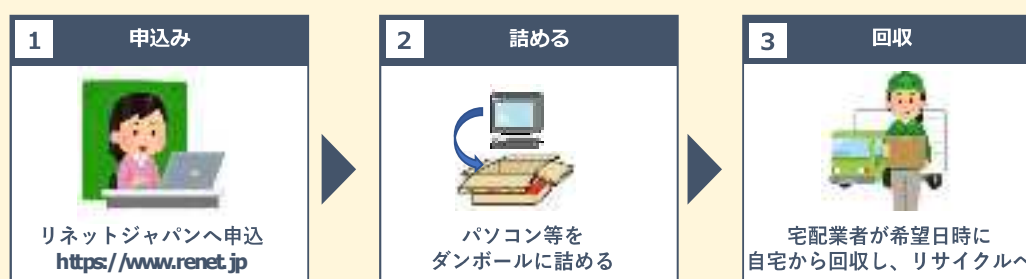


◆インフォメーションの様子

コラム

パソコン回収におけるリネットジャパンリサイクル(株)との協定締結について

令和4年(2022年)2月1日にデスクトップ型パソコンの処理の選択肢拡大や不適正処理の防止のために、小型家電リサイクル法の認定業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結しました。処理の流れとしては、市民がリネットジャパン(株)へ回収の申し込みを行い、ダンボールにデータを消去した回収品目をいれ、宅配便でリネットジャパン(株)へ送ります。パソコン本体を回収してもらう場合、料金は無料になります。



◆処理の流れ

【1-2 地域一体となった資源化の促進】

地域全体で資源化を促進するため、集団資源回収については、参加団体の負担軽減を図るため申請方法を見直し、申請回数を減らすとともに、新たに電子申請を導入しました。また、本制度を知らない未実施団体や集合住宅等に対して周知を行い、新規登録団体の確保に努めています。

分別ルール of 徹底に向けて、出張講座や施設見学を通じて、ごみ減量やリサイクルの重要性を説明し、市民の理解促進を進めています。

生ごみリサイクルの取組としては、埼玉県産材を使用した木製の非電動型生ごみ処理器「越谷キエーロ」を活用し、令和5年度には工作教室を開催、令和6年7月から販売を開始しました。



【1-3 食品ロスの削減】

食品ロス削減に向け、家庭・事業者・行政が連携した取組を進めており、家庭における削減では、消費者の適正量購入を促すため、令和4年度（2022年度）に市独自の「手前どり」POPを作成し市内コンビニエンスストア等に掲示、令和5年度（2023年度）からはスーパーマーケットにも拡大し、市民へ「手前どり」を呼びかけています。



◆「手前どり」POP

未利用食品の有効活用としては、フードドライブ回収拠点をリサイクルプラザに加え、令和3年度に市役所、令和4年度に児童館コスモス・ヒマワリへ拡充し、行政や民間事業者からの災害時非常食等の越谷市フードパントリーへの提供を促進しました。

普及啓発の強化としては、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、10月の食品ロス削減月間における食べきり運動の周知や、市・民間業者主催イベントでの啓発活動を実施しました。また、「賞味期限」と「消費期限」の違いを市ホームページやリサイクルプラザだよりで発信、民間企業と協働したエコ・クッキング教室の定期的な開催、「食べきり15（いちご）タイム」の市ホームページで周知など、多角的な取組を展開しています。

【1-4 SDGsの理解促進と行動変革】

持続可能な社会の実現に向け、SDGsの理解促進と行動変革を推進しており、学校等における学習支援として、越谷市教育委員会が作成する環境教育資料「しらこぼと」にリサイクル等に関する市の取組を掲載や、小学校や保育所を対象に出張講座や施設見学を実施し、環境に配慮した消費や暮らし方の啓発、環境教育を推進しています

その他に、日本語がよくわからない方への情報発信として、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語の4言語を併記した多言語版「家庭ごみの分け方・出し方」を作成し、リサイクルプラザや資源循環推進課等で配布しています。



◆環境教育資料「しらこぼと」

【2-1 事業系ごみの減量・資源化の促進】

古紙の資源化では、平成5年7月に発足した市内27事業所による「オフィス・ペーパー・リサイクル越谷」が、オフィス古紙回収による資源循環に継続的に取り組んでいます。

制度的な取組として、大規模店舗新設時には過剰包装の自粛を要請し、さらに全国市長会を通じて製造販売業者が回収しない商品の販売を禁止する法律整備を国に要望しました。

【2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底】

事業者のごみの適正処理を徹底するため、東埼玉資源環境組合と連携し、定期的に搬入物検査や内容物調査を実施し、産業廃棄物等を持ち込んだ収集運搬許可業者や排出事業者に対し指導を行っています。また、組成調査により事業系ごみの種別分析を行い、減量に向けた情報収集を行っています。

【2-3 事業者への支援体制の充実】

事業者のごみの減量や資源化、適正処理を支援するため、「事業者向けごみ処理ガイドブック」を作成し、「減量・リサイクル」「業種別ごみ減量ポイント」という項目を設けながら、分かりやすく解説を行っています。

また、食品廃棄物の循環システムの構築を進めるため、食品リサイクルを希望する排出事業者及び収集運搬許可業者と連携し、他自治体の処理施設へ搬入できるよう手続きを行いました。



◆事業者向けごみ処理ガイドブック

【3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討】

長期的視点に立ち、収集・処理システムの高度化に向けた検討を進めており、プラスチックごみの資源化では、令和5年度より市内で回収した使用済みペットボトルを原料とし、新たなペットボトルを製造する水平リサイクルを開始し、再生工程の「見える化」により市民の意識向上を図りました。

また、東埼玉資源環境組合事務連絡協議会を通じ、プラスチック類分別収集の導入について協議しました。

さらに、タブレット端末による収集を実施している他市のICT活用事例の調査や、紙おむつや廃食油の資源化に向けた業者との意見交換を行いました。

【3-2 超高齢社会に対応した環境整備】

超高齢社会への対応に向けて、ごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者や障がいのある方のご自宅まで収集に伺う「ふれあい収集」について、対象者の増加に備え、安定した収集が行えるよう体制を整えました。

また、ごみ収集カレンダーやごみ分別アプリ等の分別ガイドの簡易化や使用済み紙おむつ資源化に関する業者と情報交換や、引越しなどに伴う一時多量ごみの排出方法の市ホームページ等で周知を行いました。

【3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討】

ごみの減量や資源化を促進するため、ごみ有料化による減量の効果を、現在実施している自治体の事例などを調査しました。

また、ごみ処理量やごみ処理費用等の情報発信として、越谷市廃棄物等減量推進審議会や市ホームページにおいて、前年度のごみ処理実績を報告しています。

【3-4 きれいなまちづくりの推進】

地域ぐるみできれいなまちづくりを推進するために、地域の清掃活動を行う団体に対しては、ごみ袋の提供や清掃後の回収を行い、海ごみゼロウィーク等の取組にも支援を行いました。

また、ごみ集積所の維持・管理では、排出ルール違反への警告シールの貼付や排出方法が記載された看板の配布を行い、カラス対策として、防鳥ネットやペットボトル収集用ネット袋を配布しました。

不法投棄や資源物持ち去り防止については、他課や警察と連携して市民からの情報を基にパトロールを行い、不法投棄禁止看板の配布やイベント等での啓発活動を実施しました。また、県主導のアプリを活用し、市民からの情報提供手段を拡大しました。

さらに、「越谷市まちをきれいにする条例」に基づき、ポイ捨て等の禁止について市ホームページで周知しました。



◆不法投棄に関する看板



◆カラス対策に関する看板

【3-5 災害廃棄物等処理体制の強化】

災害廃棄物等の処理体制を強化するために、災害廃棄物等の情報連絡・収集・運搬・処理の体制に関して、東埼玉資源環境組合及び構成市町、埼玉県清掃行政研究協議会、越谷市環境事業協同組合と災害廃棄物の収集・処理等に関する協定の締結により、災害時に迅速な対応ができるよう体制を整えています。また、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会等へ参加し、関係機関との意見交換を行いました。

第2節 施策の進捗状況

前計画における数値目標の達成状況として、中間目標年度《令和7年度（2025年度）》の実績値と目標値、計画目標年度《令和12年度（2030年度）》のごみ処理の目標値を整理すると、表3-2に示すとおりです。

表3-2 前計画の実績値と目標値

項目	単位	H31・R1 (2019) 実績値	R6 (2024) 実績値	R7 (2025) 中間目標値	中間目標 達成状況	R12 (2030) 計画目標値
1 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	795	727	740	達成	690
2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	528	476	490	達成	440
3 事業系ごみ排出量	t/年	26,143	23,480	24,000	達成	21,000
4 最終処分量	t/年	7,668	6,667	7,100	達成	6,500
5 リサイクル率	%	17.7	17.5	20.0	未達成	25.0
6 家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,267	7,400	達成	6,000

コラム

非電動型生ごみ処理器「越谷キエーロ」について

非電動型生ごみ処理器とは、土に生息する微生物の力を利用して、調理過程で発生する野菜くずや食べ残し（以下、食品残渣という）を分解し、土に返す処理器です。これは、

- ①マンション住まいの方でも、ベランダなどで食品残渣の処理が行える
 - ②電力を使わない
 - ③食用油も分解できる
 - ④土は家庭菜園や植木鉢の土として利用可能
- などの特徴があります。

令和5年度（2023年度）は、子ども向けのごみ減量啓発を目的とした「工作教室」および、販売に向けた情報収集のためのモニター向け講習会を実施し、令和6年度（2024年度）は、工作教室に加え、完成品販売を実施しました。今後も工作教室および、完成品販売を予定しております。



◆越谷キエーロ（外観）



◆越谷キエーロ（内部）

中間目標1 1人1日当たりのごみ排出量を740g/人・日に削減する⇒達成

令和6年度（2024年度）の1人1日当たりのごみ排出量は、727gであり、すでに中間目標を達成しています。（図3-1参照。）

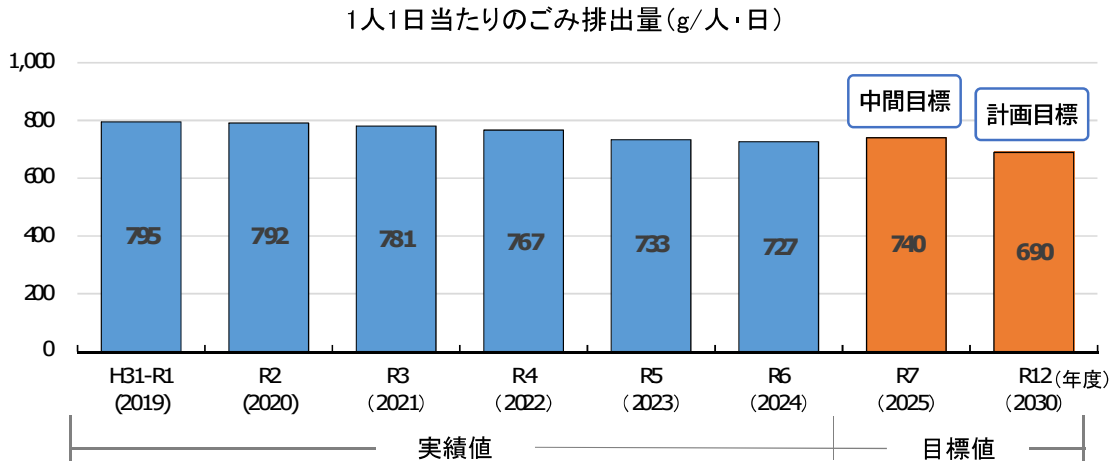


図3-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

中間目標2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を490g/人・日に削減する⇒達成

令和6年度（2024年度）の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、476gであり、すでに中間目標を達成しています。（図3-2参照。）

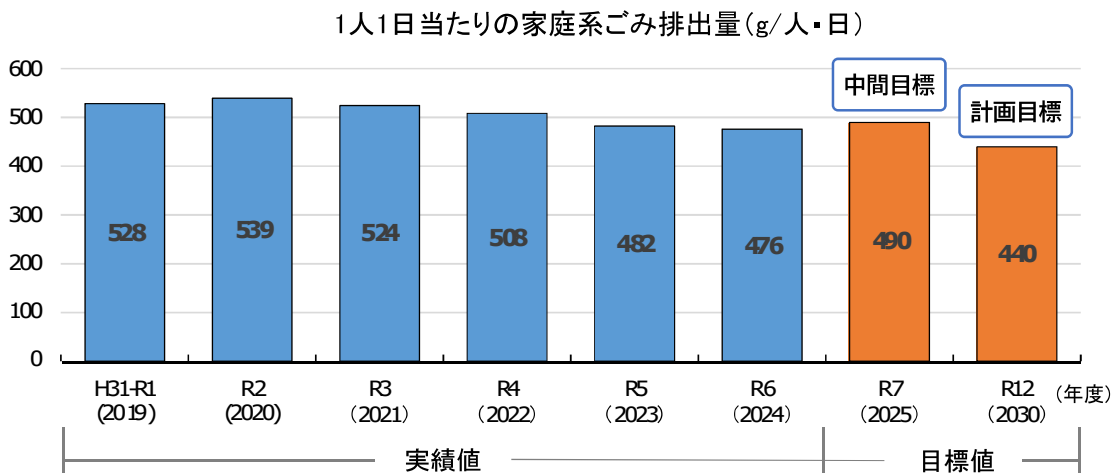


図3-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

中間目標3 事業系ごみ排出量を 24,000 t /年に削減する⇒達成

令和6年度（2024年度）の事業系ごみ排出量は、23,480 t であり、すでに中間目標を達成しています。（図3-3参照。）

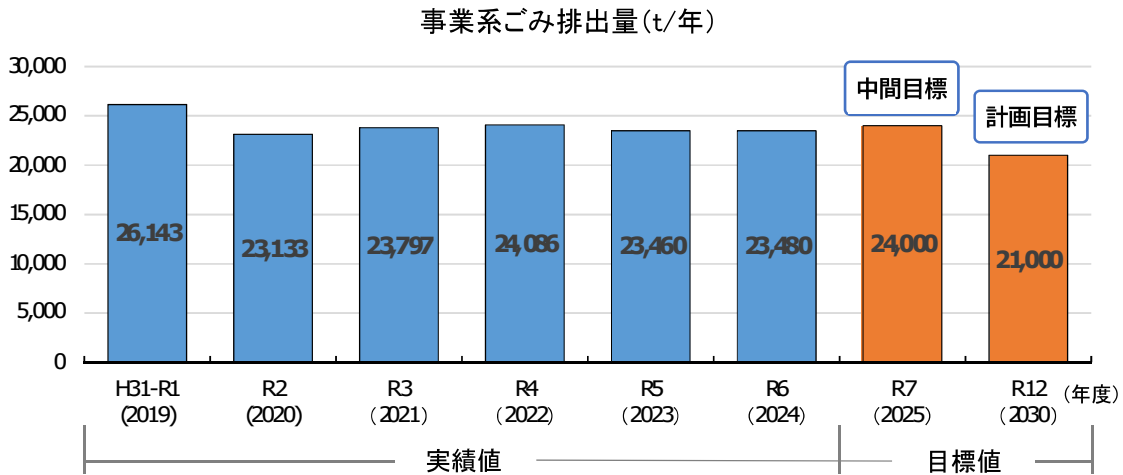


図3-3 事業系ごみ排出量の推移

中間目標4 最終処分量を 7,100 t /年に削減する⇒達成

令和6年度（2024年度）の最終処分量は、6,667 t であり、すでに中間目標を達成しています。（図3-4参照。）

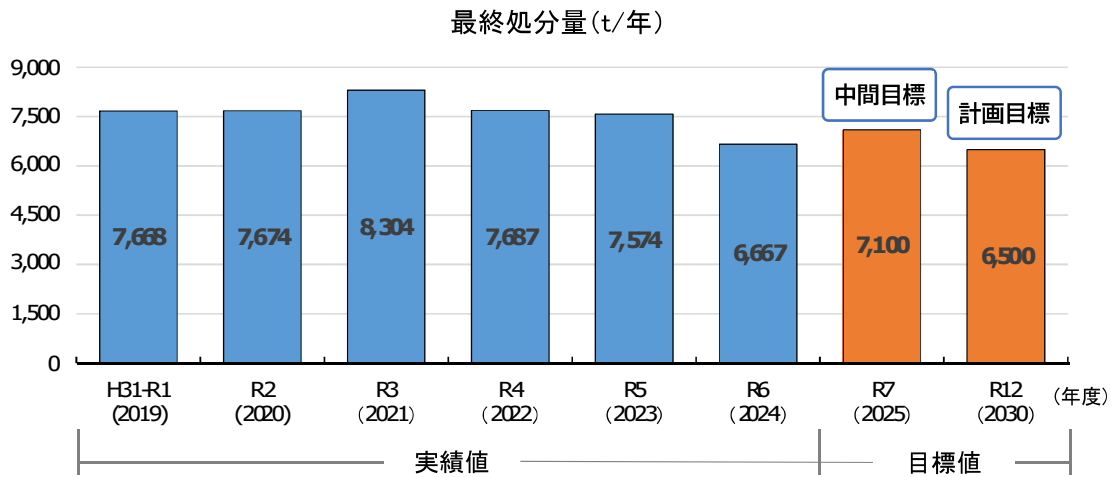


図3-4 最終処分量の推移

中間目標5 リサイクル率を20%に引き上げる⇒未達成

令和6年度（2024年度）のリサイクル率は、17.5%であり、中間目標達成までに残り2.5%の引き上げが必要です。（図3-5参照。）

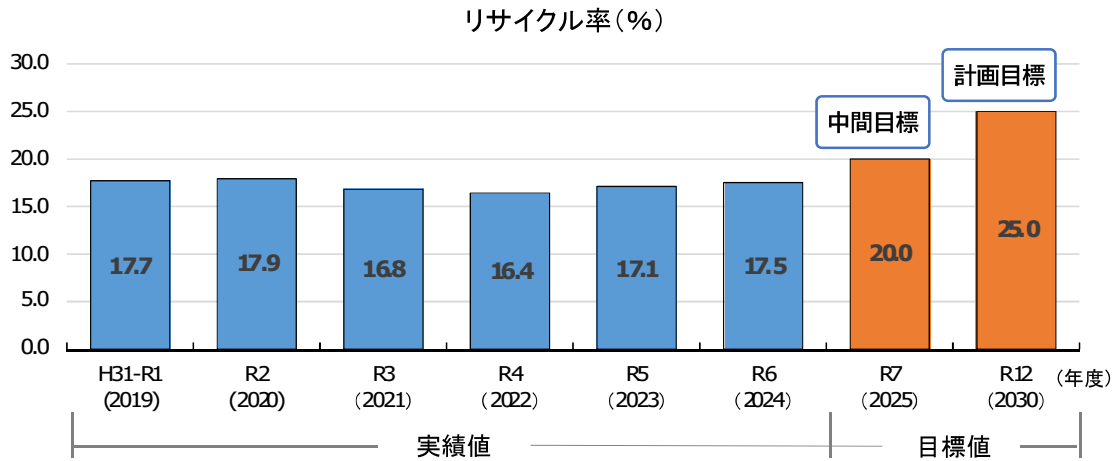


図3-5 リサイクル率の推移

中間目標6 家庭から排出される食品ロス量を7,400t/年に削減する⇒達成

令和6年度（2024年度）の食品ロス量は、7,267t/年であり、すでに中間目標を達成しています。（図3-6参照。）

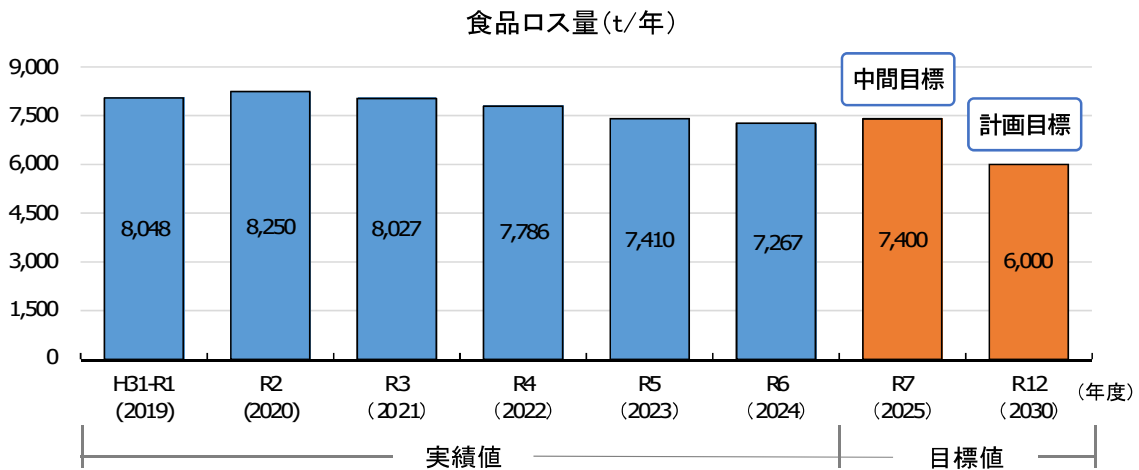
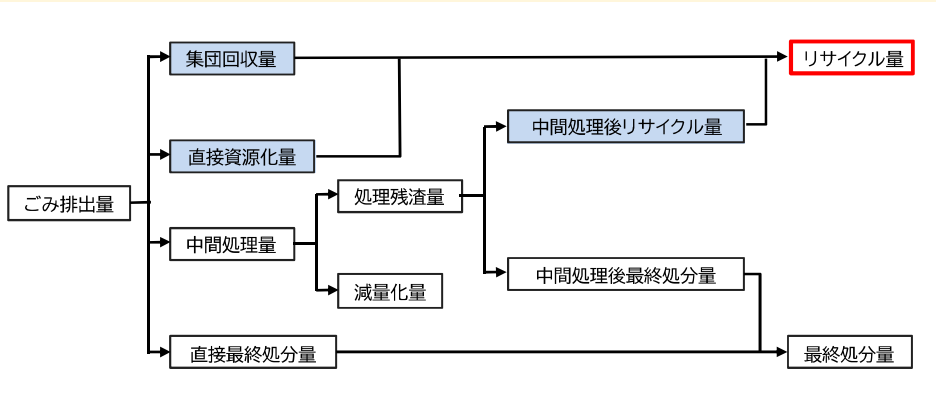


図3-6 食品ロス量の推移

コラム

リサイクル率

リサイクル率とはどのように計算されるのでしょうか。
 下図は環境省が定義するごみ処理のフローを簡略化したものですが、リサイクル量とは直接資源化量と中間処理後リサイクル量と集団回収量を足し合わせたもののことを言います。



直接資源化量とは自治体（あるいは委託業者）によって資源化物として収集され、リサイクル業者へ直接引き渡されたごみ量、中間処理後リサイクル量とは焼却処理などの中間処理で発生した残さのうち資源として利用されたごみ量、集団回収量とは小学校や町内会などの地域団体によって資源物として回収され、リサイクル業者に引き渡されたごみ量のことを意味します。
 そして、リサイクル率とはごみ排出量に占めるリサイクル量の割合（%）と定義されています（式1）。

$$\text{リサイクル率（\%）} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後リサイクル量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ排出量}} \times 100 \dots \text{式1}$$

焼却処理に伴う熱回収・利用はサーマルリサイクルと呼ばれ、一般的にはリサイクルの一つとして位置づけられるのですが、実は図に示したリサイクル量（率）には反映されません。つまり、ここで言うリサイクル量（率）とは、マテリアルリサイクルされる量（率）のことで、サーマルリサイクルされる量（率）のことではないのです。
 ここで、熱回収によって発生した発電量から、発電に寄与したごみ量を算出し、そのごみ量を資源化量としてリサイクル率を算出したものが、以下の表となります。
 本市の令和6年度(2024年度)のリサイクル率は17.5%ですが、熱回収により発電に寄与したごみ量を資源化量として算出した場合、リサイクル率は38.4%となります。

区分	単位	H31-R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
リサイクル率(マテリアルリサイクル分)	%	17.7	17.9	16.8	16.4	17.1	17.5
リサイクル率(発電寄与分)	%	22.7	22.3	20.4	21.9	22.0	21.1
リサイクル率(マテリアル分+発電寄与分)	%	40.3	40.1	37.0	38.2	38.9	38.4

(注) 本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

第1節 本市を取り巻く社会情勢

(1)世界的な動向

海洋プラスチック問題や中国等の廃プラスチック類輸入規制などが喫緊の課題として挙げられます。海洋プラスチック問題は、製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、その多くが河川から海へと流入し、自然分解することなくそのまま、あるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境への影響のほか、観光・漁業への影響や船舶航行への障害など、様々な影響が懸念されており、世界全体での取組みが必要となっています。

令和4年(2022年)3月に国連環境総会では「プラスチック汚染を終わらせる国際的法的枠組み」の交渉開始が採択されました。

また、UNCTADによる報告では、令和5年(2023年)に世界のプラスチック貿易は1.1兆ドル規模に達し、そのうち75%が廃棄物として扱われたとされ、資源循環への転換の必要性が浮き彫りとなっています。それと同時に、リユースによりパッケージ製造や排出の削減が最大90%に達する可能性も指摘されており、リユースが廃プラスチック問題の解決に有効であるとの見解もより広まりつつあります。

さらに、循環型経済へ転換も進行しており、例えば、EUで製品の修理・再利用・リサイクルを促進する政策が強化されるなど、グローバル市場における再生資源活用や廃棄物削減への関心が高まっています。

このようにプラスチック問題に関する複合的な施策と制度改革が世界中で現在も進行しています。

(2)国の動向

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法(「容器包装リサイクル法」、「食品リサイクル法」等)を制定し、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)を令和元年(2019年)10月から施行するなど、循環型社会の形成に向けた取組を進めています。

令和6年(2024年)8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、脱炭素・資源循環・自然共生の統合的推進やプラスチック資源循環、食品ロス削減、地域循環共生圏の深化が重点化されています。

また、近年頻発する大雨や地震等により大量の災害廃棄物が発生し、市民生活や地域経済に深刻な影響を与えています。このため、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年(2016年)9月)では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、処理事業の継続性確保、広域連携体制の構築を促しており、国も支援制度や指針の改訂を通じて対応力の強化を進めています。

第2節 本市における今後の課題

第2章「ごみ処理の現状」、第3章「前計画の進捗状況」、前節「本市を取り巻く社会情勢」を踏まえると、本市の一般廃棄物処理に関する今後の課題は、次の4つに整理されます。

課題1 ごみ総排出量のさらなる減量

本市のごみ総排出量は、全体的に減少傾向で推移をしており、特に令和2年度（2020年度）以降は大きく減少し、令和6年度（2024年度）現在は総排出量が100,000tを下回り、94,882tになっています。

その要因として、市の施策に対する市民・事業者との協働のもと、ごみの減量・資源化の取組みが進んだほか、増加を続けていた人口が令和3年度（2021年度）をピークに減少傾向に転じたことも影響しており、特に生活系ごみの減少が大きくなっています。

また、食品ロスやプラスチックごみなど全国的な社会的課題となっているごみの減少についても、本市はどちらも排出量は減少傾向にあります。

一方で、事業系ごみは全体的に大きな減少傾向は見られず、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度（2020年度）には一時的に大きく減少したものの、以降は排出量が増減を繰り返しています。

結果として総排出量は全体的に減少傾向にあるものの、引き続き市民・事業者・行政が協働し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくことが必要となっています。

<家庭ごみに対する課題>

食品ロスの削減については、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられ、国が定める「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年（2024年）8月閣議決定）においても、令和12年（2030年）までに家庭系・事業系食品ロスを2000年度比で半減する目標が明記されています。全国的に重要性の認識が一層高まる中、本市においても、さらなる削減に向けた取組の強化が求められます。特に、家庭での食べ残しや買い過ぎ・作り過ぎを防ぐ啓発、調理端材の活用方法の普及など、日常生活に根差した行動変容が不可欠です。

プラスチックごみについては、海洋流出による生態系への悪影響や、処理過程での温室効果ガス排出が懸念されており、国の「プラスチック資源循環戦略」では令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックの25%排出抑制が目標とされています。本市の可燃ごみ中でもプラスチックは依然として約半分を占めており、分別の徹底や再資源化ルートの拡充、リデュースの推進が課題です。

これらの家庭ごみに関する課題への対応は、高齢者や単身世帯、外国人住民の増加傾向を踏まえ、排出者の行動特性や地域の生活環境を考慮した施策展開が必要です。地域ごとの実態に即した周知・啓発や利便性の高い分別収集体制の整備

を進め、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量・資源化を着実に進めていくことが求められます。

<事業系ごみに対する課題>

近年、本市の事業系ごみの排出量は増減を繰り返し、明確な減少傾向が見えないことから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していく必要があります。

また、事業系ごみは、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量の取組みをさらに推進し、削減を図る必要があります。

課題2 リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は計画の基準年度である平成31年度（2019年度）から大きな増加は見られず、増減を繰り返しており、令和6年度（2024年度）現在は基準年度の17.7%から0.2ポイント減少し、17.5%に留まっています。

その要因として、各主体の分別の徹底が不十分であり、燃えるごみの中に資源ごみが含まれていることが大きな要因となっています。

リサイクル率向上に向けて、市民・事業者・行政が協働し、さらなるごみの資源化に取り組んでいくことが必要となっています。

<集団資源回収事業の活性化>

集団資源回収は、市民の自主的なリサイクル活動であり、市の行政回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のコミュニティづくりの推進やごみ減量への意識啓発の場としても有効な取組みです。

しかし、少子化による子ども会などの活動停止の影響が大きく、令和6年度（2024年度）は平成22年度（2010年度）と比較して約4割まで減少し、今後も減少が続いてく見込みですが、市民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを作る必要があります。

<廃棄物減量等推進員>

平成18年度（2006年度）に新たな収集区分を制定した際に、市民との協働によるごみの減量・資源化の推進を図ることを目的として創設したもので、ごみに関する地域のアドバイザーとして、分別及び排出方法の普及啓発活動を実施するとともに、本市とのパイプ役を担ってきました。

今後は、さらなるごみの減量・資源化を推進するために、地域の特性や時代に即した活動内容へと見直すことが重要です。

<食品リサイクルの推進>

食品廃棄物の発生抑制と減量、再生利用の促進を目的とした食品リサイクル法の施行に伴い、食品リサイクル事業への参入を検討している事業者について情報収集するとともに、食品リサイクルの推進体制を整備する必要があります。

課題3 超高齢社会への対応

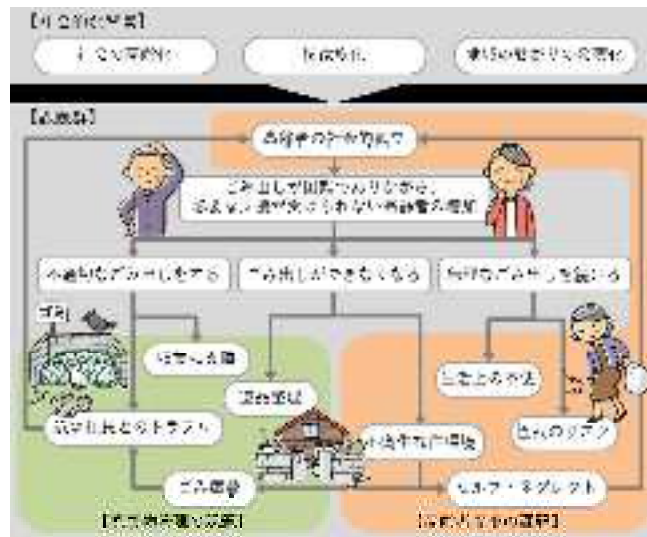
超高齢社会の進行等により、ごみ集積所の管理やごみ出しが困難な高齢者が増加していることから、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な方で、身近な人の協力が得られない「65歳以上の高齢者のみで構成される世帯」、「障害を有する者のみで構成される世帯」などを対象に、市職員が戸別収集を実施するふれあい収集を行っています。

今後、高齢者等の増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援の必要があり、屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなどを検討する必要があります。

さらに、高齢化による要介護者の増加に伴う在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬許可業者等の関係機関との連携・協力のもと、収集・処理方法のあり方について検討する必要があります。

また、引越しなどに伴う、一時的に多量のごみが排出される状況についても対応を検討する必要があります。

■高齢者のごみ出しを巡る課題



出典：国立環境研究所（2017）：高齢者ごみ出し支援ガイドブック

課題4 プラスチックごみによる海洋汚染

ごみのポイ捨てや不法投棄に起因したプラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について関心が高まっています。

さらに近年は、より微細な「ナノプラスチック」による人体や環境への影響に関する研究も進められており、国際的にも排出削減や回収の取組強化が求められています。

この対策にあたっては、各行政機関、市民、事業者などが一体となって取り組むことが重要です。本市でも、プラスチックごみ削減に向け、レジ袋やワンウェイプラスチック製品などの使用抑制、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底及び清掃活動の推進に係る市民への周知啓発を進める必要があります。

コラム

サントリーグループとペットボトルの水平リサイクルの推進に関する協定の締結について

令和5年（2023年）2月6日にサントリーグループとペットボトルの水平リサイクルの推進に関する協定を締結しました。ペットボトルの再生方法を「見える化」することで市民のリサイクル意識の向上を図ってます。従来、家庭から回収したペットボトルはペットボトル以外にも衣類などもリサイクルされ、最終的には衣類などの製品は焼却処分されておりました。水平リサイクルは回収したペットボトルを全てペットボトルに再生します。



◆処理の流れ

第1節 人口の推計

本市の人口の将来推計は、最新年度の令和7年（2025年）の341,992人から今後も減少を続け、本計画の目標年度である令和12年（2030年）には334,934人になる見込みです。*（図5-1参照。）

* 本市が令和7年度(2025年度)に計算した将来人口推計結果です。
令和7年（2025年）までは実績値を、令和8年（2026年）以降は推計値を用いています。
（各年4月1日現在）

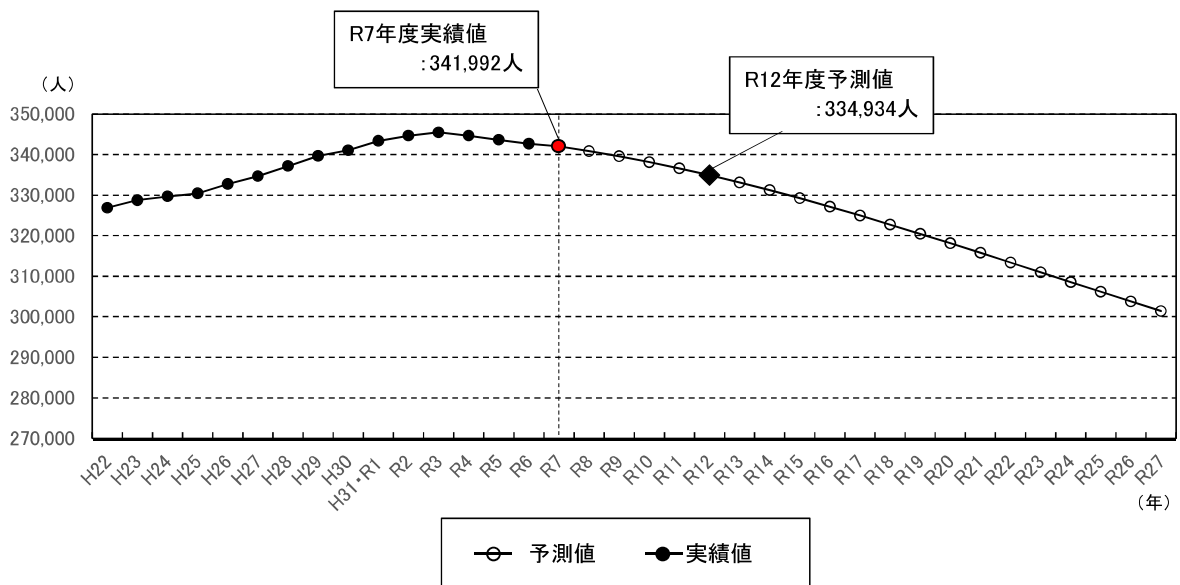


図5-1 人口の将来推計結果

第2節 ごみ総排出量の推計

本市におけるごみの排出状況が現状のまま推移した場合について、将来のごみ総排出量を推計した結果は図5-2に示すとおりです。

生活系ごみは1人1日当たりの排出量が減少傾向にあり、また、人口も令和3年(2021年)をピークに減少傾向となっていることから、排出量も減少傾向になると想定されます。事業系ごみは、実績値が横ばい傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴う経済状況が変化し、将来人口も減少傾向のため、今後も横ばい傾向で推移すると想定されます。集団資源回収は実績値が減少傾向にあり、今後もその傾向が継続すると想定されます。

以上のことから、令和12年度(2030年度)におけるごみ総排出量は87,234t/年と推計されます。

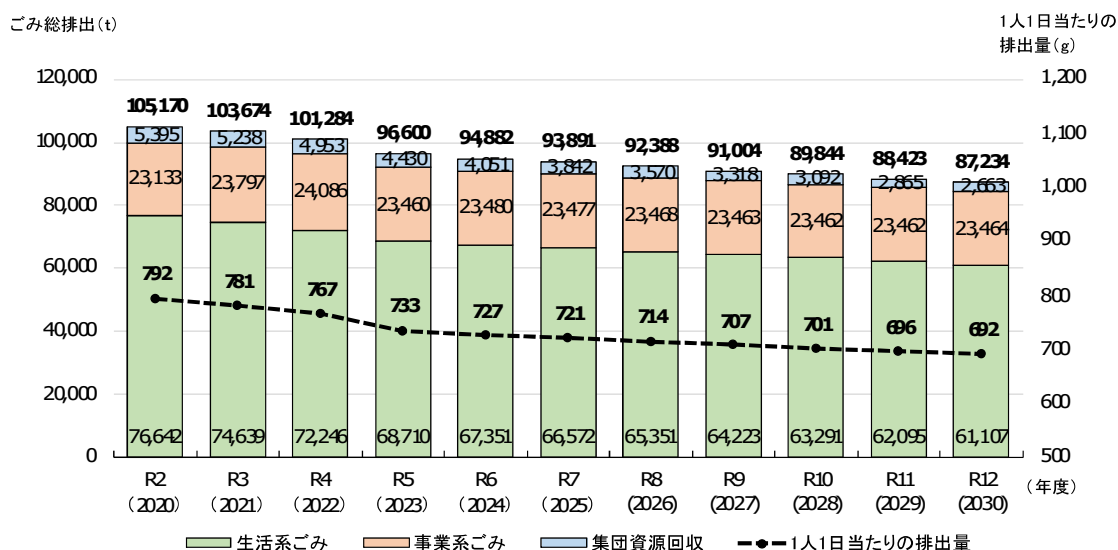


図5-2 ごみ総排出量の将来推計結果(現状のまま推移した場合)

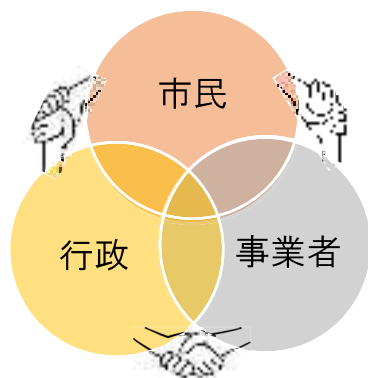
第1節 基本理念・基本方針及び施策の体系

基本理念

市民がつくる

持続可能な資源循環のまち

こしがや



本計画では、前計画の取組みを継承し、市民が安心して生活できる環境を築くために、「市民がつくる 持続可能な資源循環のまち こしがや」を基本理念として掲げます。

本市では、これまで「参加と協働による循環型社会をめざして」の理念を掲げ、市民・事業者・行政が三者協働のもと、ごみの排出抑制・資源化のために取り組んできました。

本計画の策定においては「SDGs」の視点を取り入れ、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力を深めていく必要があることから、4Rの推進や事業系ごみの減量・資源化、食品ロスの削減、プラスチックごみの排出抑制のための取組みを強化します。

また、今後少子高齢化の進行に伴う市民のライフスタイルの変化に的確に対応した、効果的で適正なごみ収集システムを構築することなど、資源循環型の持続可能な社会・地域を目指して、さらなるごみの減量・資源化・適正処理を推進していきます。

本計画の施策体系を次ページに示します。



■計画の体系図

基本理念

市民がつくる
持続可能な資源循環のまち
ーしがや

基本方針

基本方針1

市民・事業者との協働による資源循環の推進

市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化などに取り組みます。

さらに、それぞれの役割や責任を果たす中で相互協力し、SDGsの理解促進と行動変革を推進することで循環型社会の構築を目指します。

1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

1-2 地域一体となった資源化の促進

1-3 食品ロスの削減

1-4 SDGsの理解促進と行動変革

基本方針2

排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進

市は排出量の多い卸売・小売業等に向けた減量・資源化マニュアルの作成や資源化業者と排出業者のコーディネートを行い、ごみの適正排出及び資源化を促進します。

2-1 事業系ごみの減量・資源化の促進

2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底

2-3 事業者への支援体制の充実

基本方針3

新たなごみ収集・処理システムの構築

将来を見据え、超高齢社会に対応したごみ収集・処理システムの整備に取り組みます。

また、市民や事業者の協力のもと、地域と連携したごみ集積所の管理、まちの美化などに取り組みます。

さらに、災害廃棄物の処理計画や業務マニュアルの見直しを行います。

3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討

3-2 超高齢社会に対応した環境整備

3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討

3-4 きれいなまちづくりの推進

3-5 災害廃棄物等処理体制の強化



基本方針1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

基本的施策

施策1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

家庭ごみの排出量は、年々減少してきているものの、東埼玉資源環境組合が令和6年度（2024年度）に実施したごみ組成調査によると、家庭から排出されたごみの約47%はプラスチック類、約20%は紙類でした。これらの中には、資源化（マテリアルリサイクル）が可能なものも含まれるため、分別・資源化を徹底することでさらなるごみの減量が可能です。

これらのごみの減量・資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。そのためには、減量・リサイクルに関する普及啓発や情報発信、ごみの出し方の周知などを行うことにより、継続して市民の意識を高めることが必要となります。

また、近年、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ることも重要です。

個別施策1-1-① ごみと資源の分別の徹底

○ごみ減量・リサイクルの啓発

ごみの分け方・出し方を掲載したごみ収集カレンダーや広報紙等により、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

○ごみ分別アプリ等の活用

ごみ分別アプリ（燃えるごみや資源ごみ等の分別方法を検索できる機能や、ごみ収集カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別支援アプリ）を活用して、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

また、市民からのさまざまな問い合わせに対して、対話形式で分別や処理方法、イベント情報の案内をAIが応答するサービス（AIチャットボット）の導入を検討します。



個別施策1-1-② 生ごみの減量

○生ごみ削減の3キリ運動の推進

ごみ減量のため、生ごみの水切りについて啓発を行うほか、食品ロス削減の取組みとして、食材の使いきり、料理の食べきりを加えた「3キリ運動」を推進します。

個別施策1-1-③ プラスチックごみの発生抑制

○ワンウェイプラスチックごみの発生抑制

レジ袋の有料化に伴い、マイバッグの使用促進や過剰包装などを断る(リフューズ)ことにより、ワンウェイプラスチックごみの発生を抑制します。

○プラスチック・スマートの推進

環境省が進める「プラスチック・スマート」キャンペーンを踏まえ、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、市民・事業者などの主体が連携・協力して、ごみ拾いイベントへの参加やマイバッグ、マイボトル、キャップリサイクルなどの取組みを進めることを支援します。

個別施策1-1-④ 行政による減量・リサイクルの促進

○ごみの排出・収集方法の検討

より効果的・効率的なごみ処理を行うため、ごみ排出量・組成等の推移をもとに、ごみの排出方法や収集方法、集積所のあり方について検討します。

○4Rの推進に関する普及啓発の継続

4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)をさらに推進するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や普及啓発活動を継続します。

○施策の進捗状況の情報発信

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすためには、施策の進捗状況を確認しながら取り組んでいく必要があるため、施策の進捗状況について情報発信を行います。

施策1-2 地域一体となった資源化の促進

ごみの資源化にあたっては、地域が一体となって取り組むことが重要です。

集団資源回収は、市民の自主的なリサイクル活動であり、市の行政回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のコミュニティづくりの推進やごみ減量への意識啓発の場としても有効な取り組みですが、少子化による子ども会などの活動停止や高齢化による自治会などの担い手不足などの課題に対応していくことが求められています。

また、廃棄物減量等推進員は、ごみに関する地域のアドバイザーとして、分別及び排出方法の普及啓発活動を実施するとともに、市とのパイプ役を担っており、地域の特性や時代に即した活動内容へと見直すことが重要です。

個別施策1-2-① 集団資源回収の見直し及び活性化

○集団資源回収の見直し

少子化による子ども会などの活動停止や団体の高齢化による担い手不足、古紙の市況価格の下落により回収業者の買取価格が逆有償になるなどの課題があるため、今後も市民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを検討します。

○未実施地域での活動促進

集団資源回収の未実施地域の現状を把握し、未実施地域において新たに活動する団体を増やします。また、一定程度まとまった量のごみ・資源が排出される集合住宅などには重点的に集団資源回収への参加を提案します。

個別施策1-2-② 分別ルール of 徹底

○資源物の分別徹底

自治会などに行政職員が出向き、ごみ減量・リサイクルに関する説明を行うとともに、資源物の分別徹底の啓発活動を継続します。

○リチウムイオン電池等の分別徹底

リチウムイオン電池など発火の危険性があるごみの適正な排出方法について、周知・啓発を継続します。

○排出禁止物等の適正処理の周知

市では処理できない家電品目や排出禁止物等について、民間の処理業者による適正な処理方法を周知します。

個別施策1-2-③ 生ごみリサイクルの普及

○生ごみリサイクルの普及

非電動型生ごみ処理器「越谷キエーロ」により生ごみをたい肥にリサイクルする普及活動を進めます。

個別施策1-2-④ 廃棄物減量等推進員制度の見直し

○廃棄物減量等推進員制度の見直し

廃棄物減量等推進員が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発を行っています。今後は、さらなるごみの減量・資源化を推進するために、地域の特性や時代に即した活動内容へと必要に応じて見直しを行います。

コラム

リチウムイオン電池、モバイルバッテリーによる火災について

リチウムイオン電池等が原因と考えられる火災が全国的に問題となり、本市においてもごみ収集車やごみ処理施設内での火災が度々発生しております。近隣自治体では火災によるごみ処理施設の設備への被害が甚大であり、数日間ごみ収集を停止する事態が発生しております。火災を防ぐために本市においては、リチウムイオン電池等は「危険ごみ」に、電池を取り外せない機器は、本体ごと「燃えないごみ」に出していただくよう、引き続き周知・啓発してまいります。



◆ごみ収集車の火災



◆発火したリチウムイオン電池

施策1-3 食品ロスの削減

食品ロスの削減については、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられ、国が定める「第五次循環型社会形成推進基本計画」において令和12年（2030年）までに半減するという目標が定められており、全国的にも重要性の認識が高まっています。

農林水産省の調査によると、食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる食品ロスは、令和5年度（2023年度）の日本国内では464万トンと推計され、このうち、家庭から排出される食品ロスは233万トンと推計されています。

ま
み中
品口

今後更新予定

ご食

こうした中、国は令和元年（2019年）に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法という）を制定し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減に向けた取組みを進めています。

このようなことから、ごみの減量をさらに進めるためには、食品ロス削減に取り組むことが重要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を認識し、市民は消費者としての取組み、事業者は食品ロスを生じさせない取組み、行政はその仕組みづくりと普及啓発の取組みが必要です。

なお、食品ロス削減の項目及び食品ロス削減の目標値については、食品ロス削減推進法第13条に基づき、市の区域内における食品ロスの削減の推進を図るために、食品ロス削減推進計画として定めます。

個別施策1-3-① 家庭における食品ロスの削減

○消費者による適正量購入等の推進

消費者は、事前に家にある食材をチェックし期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する意識の啓発を進めます。

○フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）

食品ロス削減の一環として、家庭で眠っている食品をリサイクルプラザ等へ持ち寄っていただき、市内の子ども食堂へ提供するフードドライブ事業等を行います。

個別施策1-3-② 事業者による食品ロスの削減

○小売業者等による量り売りや小分け売りなどの推進

小売業者や飲食店などでの食べ残しを減らすために、小盛りやハーフサイズメニューの提供等の取組みを推進します。

○「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進

県と連携し、「彩の国エコぐるめ協力店」への登録を促進することで、飲食店から排出される食品ロスの削減を推進します。

個別施策1-3-③ 食品ロスの削減に関する普及啓発の強化

○食品ロス削減月間における啓発の実施

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、10月30日の食品ロス削減の日を含む10月の食品ロス削減月間に「食べきり運動」等を推進し、食品ロスを削減することを目的として、「おいしい食べ物をおいしく楽しく食べきる」ことを市民に啓発します。

○消費期限や賞味期限の正しい認識の周知

消費や購買行動への影響を踏まえ、市民（消費者）の消費期限・賞味期限についての正しい理解を促進することにより、食品ロスの削減を推進します。

○民間企業と協働した「エコ・クッキング教室」の実施

買い物から調理、後片付けまでの一連の流れの中で、計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する“食材を無駄にせず、ごみをできるだけ出さない”「エコ・クッキング教室」を民間企業と協働して取り組みます。

○食べきり15（いちご）タイムの啓発

宴会では家庭での夕食と比較し、1人1食当たり約4倍の食品ロスが発生していることを周知し、宴会のラスト15分は「残さず食べ切ろう」を目標に食べきりタイムを設けることで食品ロスの削減を啓発します。

○食育推進事業を通じた食品ロス削減を実践する担い手の育成の検討

小・中学校の教育機関と連携し、給食の食べ残し等の食品ロス削減に対する意識の啓発を推進します。

施策1-4 SDGsの理解促進と行動変革

SDGsは国連で採択され、我が国としても積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。令和12年(2030年)とされているSDGsの目標年も本計画と同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等が含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、自治体の一つとして、貢献できるように取り組むことが重要です。

個別施策1-4-① SDGsの理解促進・行動変革の推進

○環境に配慮した消費活動・暮らし方などの啓発及び環境教育の推進

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取組みが持続可能な社会づくりにつながることや、環境に配慮した消費活動・暮らし方が、プラスチックごみの問題や食品ロスの削減など、廃棄物をめぐる課題を解決する糸口になることを学ぶことができる環境の整備を進めます。

○学校等におけるリサイクル学習の支援

小中学校の環境学習用資料「しらこぼと」の作成を支援し、子どもの頃からごみに対する問題意識を持つよう働きかけを行います。

○学校等におけるキャップリサイクルの取組支援

小中学校における学校等でのキャップリサイクルの取組みなど、リサイクル活動の支援を継続するとともに、子どもの学校活動を通じ、家庭でも同様のリサイクル活動を実践するよう促します。

個別施策1-4-② ごみ減量・リサイクルの普及啓発など情報発信の充実

○情報発信の充実

市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、専門家、ボランティア、地域団体や市民活動団体等と連携しながら、ごみ減量・リサイクルに関する情報発信を充実させます。

○リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催

リサイクルプラザ等の啓発施設を活用した修理体験やリユース品の販売、工場施設見学等の環境イベント等を通して、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

個別施策1-4-③ ごみの適切な分別方法等の周知啓発

○ごみの適切な分別方法等の周知啓発

正しいごみの分別・排出ができていない方に対し、啓発看板等を活用して正しいごみの分別・排出を促します。また、転入者に対して、ごみ分別アプリ等を活用し、本市のごみ分別・排出方法を周知します。併せて多言語のパンフレット等による周知啓発を行います。

コラム

出張講座、体験学習などの取組み

リサイクルプラザを活用したリサイクル教室やリユース品の販売、工場施設見学等の環境イベントの開催だけでなく、小学校や保育所での清掃車の体験学習や出張講座など、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルに関する学習支援を行っています。



◆保育所での清掃車の体験学習



◆紙すきハガキ体験教室



◆小学校での出張講座

基本方針2 排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進

基本的施策

施策2-1 事業系ごみの減量・資源化の促進

本市の事業系ごみの排出量は横ばい傾向であることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していくことが重要です。

また、事業系ごみは、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量の取組みをさらに推進し、削減を図ることが重要です。

個別施策2-1-① 事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進

○店舗利用者等へのごみ減量啓発の推進

スーパー等の小売店や各種団体が協力して市民にマイバッグ、マイ箸等の利用を呼びかけ、ごみの減量を促進します。

○店頭回収の促進

スーパー、コンビニなどが店頭の回収ボックスなどで行っている資源物の自主回収の取組みを促し、これらの運動を広報する等、活動を支援します。

○先進事例の情報提供と意識啓発

事業者における特色あるごみ減量・リサイクル活動について、広く情報提供し、他事業者での実践を促します。

○食品リサイクルの普及促進

食品廃棄物の発生抑制と減量、再生利用の促進を目的とした食品リサイクル法の施行に伴い、食品リサイクル事業への参入を検討している事業者について情報収集するとともに、食品リサイクルの推進体制の整備を検討します。

○古紙の資源化促進、オフィス・ペーパー・リサイクル越谷の推進

事業系ごみのうち、リサイクル可能なオフィス古紙、機密文書の古紙の資源化を促進し、事業系ごみの減量を図ります。

市内の企業が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大・定着を図ります。

個別施策2-1-② 過剰包装の自粛の要請

○過剰包装の自粛の要請

商品の過剰包装をできるだけ自粛するよう、スーパー等の小売店や各種団体に要請します。

個別施策2-1-③ 拡大生産者責任の提唱

○国等への要望

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組みや自主的な回収を促すため、全国市長会などを通して国等へ要望します。

コラム

オフィス・ペーパー・リサイクル越谷

1 活動内容

平成5年(1993年)7月に発足し、継続的な取組みをしています。オフィス内で排出される古紙を分別して1つの建物毎に1箇所を集め、共通の回収便にて毎月原則1~2回(第2、第4火曜日を基本とする)巡回回収しています。分別されたオフィス古紙は品種別に回収されリサイクルされています。

2 再生可能な古紙

上質紙、新聞紙、雑誌・雑紙(書籍、ポスター等)、段ボール、牛乳パックの5種類



施策2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底

排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化を進めるためには、事業者や収集運搬許可業者自らがごみの適正処理を理解し、主体的に行うことが重要です。そのため、行政は事業者や収集運搬許可業者に減量・資源化を促すために、指導や搬入物検査を実施することが重要です。また、事業者は排出するごみの種類及び量を把握し、減量やリサイクルの推進など、ごみの適正排出が求められます。

個別施策2-2-① 事業者、収集運搬許可業者への適正排出指導の徹底

○東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施

東埼玉資源環境組合と連携し、定期的な搬入物検査を実施し、資源の分別が不十分な事業者や排出ルールに違反している事業者に対して、収集運搬許可業者の協力のものと指導、啓発を実施します。

○事業系ごみの種別分析による減量の促進

東埼玉資源環境組合で行われている事業系燃えるごみの組成調査の結果を分析し、事業系ごみの減量を検討します。

施策2-3 事業者への支援体制の充実

事業系ごみの減量・資源化を促すために、事業者、消費者ともにメリットのある仕組みを構築し支援することが重要です。そのために、SDGsも踏まえた活動の協力、広報・紹介、コーディネート、補助・助成などの検討が求められます。

また、食品廃棄物は、生産から廃棄、最終処分までの全体を見通した循環システムとして検討することが重要です。

個別施策2-3-① 減量・資源化マニュアルの作成

○卸売・小売業者向けの減量・資源化マニュアルの作成

事業者は、自らのごみの減量・資源化に努めるほか、製造・仕入れ・販売などのあらゆる事業活動において、「環境への配慮」「消費者が分別するための配慮」などが求められているため、卸売・小売業者向けに情報提供するなどして、普及啓発します。

個別施策2-3-② 食品廃棄物の循環システムの構築

○食品廃棄物の循環システムの構築

事業所の食品の流過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残り等の食品廃棄物を市外施設で資源化する際は、搬入先市町村と事前協議を行い円滑な処理体制を確保することで、食品廃棄物の減量を推進する事業者の取組みを支援します。

基本方針3 新たなごみ収集・処理システムの構築

基本的施策

施策3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討

今後の少子高齢化の進行など長期展望に基づく市民のライフスタイルの変化に対応するため、効果的で適正なごみ収集システムの構築の検討が重要です。

また、国では経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し循環利用することを目的として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」に基づく具体的な施策が展開され、プラスチック資源循環促進法が施行されたことから、プラスチックごみのリサイクルについて検討していく必要があります。

個別施策3-1-① ICT等を活用した収集運搬体制構築の調査・研究

○ICT等を活用した収集運搬体制構築の調査・研究

現行の収集運搬の運行管理などの業務効率化についてICTを利用したごみ収集を費用や効果等の調査を行いながら導入を検討します。

個別施策3-1-② プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究

○プラスチックごみのリサイクルに向けた調査・研究

プラスチックごみのリサイクルについて、先進的な事例や国、民間処理業者の動向を注視しつつ、調査・研究をします。

○プラスチックごみ区分の検討

分別区分については、東埼玉資源環境組合や組合の構成市町と連携しながら、将来的な分別区分の統一について協議します。

○資源化可能物拡大の検討

可燃ごみに含まれる雑紙などのさらなる資源化を推進した上で、他自治体や先進的な事例などの取組みを参考に、東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携し、新たな資源化可能物の拡大に向けた調査・研究をします。

施策3-2 超高齢社会に対応した環境整備

今後、さらに一人暮らしの高齢者等の増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援の必要があり、屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなどを検討することが重要です。

また、高齢化による要介護者の増加に伴う在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬業者等の関係機関との連携・協力のもと、収集・処理方法のあり方について検討することが求められます。

個別施策3-2-① ふれあい収集の継続及び強化の検討

○ふれあい収集の継続及び強化の検討

現行のふれあい収集の内容に加え、屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなど、ふれあい収集の拡充を検討します。

個別施策3-2-② 簡易版のごみ分別ガイド作成の検討

○ごみ排出方法の内容を簡略化した分別ガイド作成の検討

ごみの分別排出を促進するため、ごみの分別や排出方法をイラスト等により簡略化し、分かりやすくした分別ガイドの作成を検討します。

個別施策3-2-③ 使用済み紙おむつ対策の検討

○使用済み紙おむつの資源化の検討

使用済み紙おむつの資源化について、調査・研究します。

個別施策3-2-④ 遺品整理などに伴う、一時多量ごみへの対応の検討

○遺品整理などに伴う、一時多量ごみへの対応の検討

遺品整理などの際には、ごみや資源物が大量に排出されるだけでなく、家具や家電など再使用可能なものも多く排出されることが想定されることから、こうした状況に対応するため、収集運搬許可業者、整理業者やリユース業者等との連携した対応について検討します。排出者に対しては、排出方法などをごみ分別アプリ等を通じて、適切な処理の周知を行います。

施策3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討

限られた財源でごみを処理するにあたり、ごみ処理経費の適正化が重要であることから、市民がごみの排出量やごみ収集の経費を確認できるよう、ホームページ等における情報発信が必要です。

また、指定袋制度や家庭系ごみの処理有料化について、制度内容の周知並びに理解促進を図るとともに、指定袋制度や家庭ごみの有料化の導入について必要性を検討します。

個別施策3-3-① ごみ処理に係る費用負担の検討

○ごみ処理に係る費用負担の検討

ごみの発生抑制・排出抑制や再生利用の推進、また負担の公平性の確保等の効果と、市民の負担増、社会的弱者に対する配慮などの課題を踏まえ、東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携しながら指定袋制度及びごみ処理有料化の導入の調査・研究をします。

個別施策3-3-② 計画の進捗状況等の情報発信・周知の徹底

○ごみ処理量やごみ処理費用等の情報発信・周知の徹底

定期的にごみ処理量やごみ処理費用等の情報を公開し、市民にごみ処理費用に対する意識を高めてもらうよう取り組みます。

コラム

指定袋制度とごみ処理有料化の違い

指定袋制度

ごみ処理に関する手数料を徴収せず、市が指定する一定の規格（サイズ、色）を有するごみ袋（指定袋）を購入し、使用をお願いするものです。

収集や処理の費用を袋代に加えていませんが、袋を指定することで、分別や減量が促進されます。

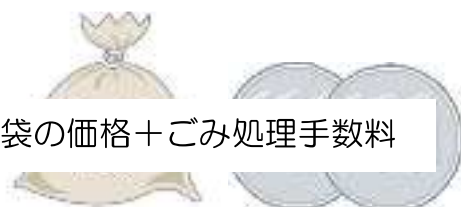


袋の価格のみ

ごみ処理有料化

ごみ処理に関する経費を手数料として上乗せした、市が指定するごみ袋などを購入し、経費の負担をお願いするものです。

収集や処理の費用を袋代に加えることにより、市民のみなさんにごみを排出するコスト意識を持っていただき、分別や減量が促進されます。



袋の価格+ごみ処理手数料

施策3-4 きれいなまちづくりの推進

快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを進めるためには、地域ぐるみのきれいなまちづくり、不法投棄等の防止、空き缶・ペットボトル・吸い殻等のポイ捨て及び飼い犬のフンの放置の防止などを推進することが重要です。

海洋プラスチックごみ問題は、海だけの問題として捉えられがちですが、街中で発生したプラスチックごみは河川を通して海に流れ込んでおり、その解決には陸上での対策が大変重要です。

ごみ集積所については、排出ルール違反や資源物の持ち去りなど、管理運営上の問題が発生しています。また、カラス等によるごみの散乱対策も必要となっています。

個別施策3-4-① 地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進

○地域清掃活動の推進

自治会清掃や市内清掃美化運動等を支援します。

○ごみ集積所の維持・管理の推進

排出ルール違反については、看板の設置や警告シールの貼付などのきめ細かい指導を行います。また、カラス等によるごみの散乱対策として、防鳥ネットの貸し出しに加え、新たな対策として折り畳み式のネット回収ボックスの導入を検討します。

個別施策3-4-② 不法投棄・資源物持ち去りの防止

○不法投棄・資源物持ち去り対策の連携強化

引き続きパトロールを充実させ、啓発看板の設置や関係機関との連携を強化して、不法投棄・資源物持ち去りを防止します。

悪質なケースについては、警察とも連携して、厳格に対応します。

○不法投棄対策

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置などの対策を行うとともに、他の取組事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

また、他自治体で運用しているアプリを活用した、市民から情報を受けることができるシステムを活用し、不法投棄対策を推進します。

個別施策3-4-③ 越谷市まちをきれいにする条例の普及

○越谷市まちをきれいにする条例の普及

「越谷市まちをきれいにする条例」の普及を図ることで、ポイ捨て等を防止し、地域美化を進めます。

施策3-5 災害廃棄物等処理体制の強化

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策をしておく必要があります。

特に、廃棄物の広域処理を図るため、近隣市町等との連携体制や、災害廃棄物の排出場所・収集方法・仮置き場等の処理対策について検討し、災害時の廃棄物処理が迅速に行えるよう、取組みが必要です。

個別施策3-5-① 災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し

○災害廃棄物処理計画の見直し

近年発生した災害における、他自治体の災害廃棄物等の処理状況を把握し、本市で定める「越谷市災害廃棄物処理計画」における仮置き場の運営方法や処理フロー等の見直しを行います。

○災害廃棄物処理マニュアルの見直し

「災害廃棄物処理マニュアル」について、訓練の実施結果等を踏まえ、大規模災害発生時に迅速な対応を行えるよう、見直しを行います。

個別施策3-5-② 災害廃棄物処理への備え

○関係機関との情報連絡体制の確保

大規模災害の発生時には、情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、業界団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図ります。

○災害廃棄物処理体制の構築

市民、事業者、行政による災害等を想定した訓練の実施など、災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

■災害廃棄物等処理における各主体の取組み

市民の取組み	●災害時のごみ排出方法の平時からの理解
	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
事業者の取組み	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討
行政の取組み	●災害廃棄物等の処理方法の検討
	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保
	●仮置き場の確保に向けた検討
	●災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

個別施策3-5-③ 災害時のごみの排出方法等の広報

○平時からの市民・事業者への周知啓発

災害廃棄物等の処理を適正に進めるためには、市民や事業者の理解と協力は欠かせません。このため、平時から災害廃棄物等の排出ルールについて、市民や事業者の理解を得られるよう周知啓発します。

○仮置き場への排出方法等の適切な案内の検討

大量に発生する片づけごみについては、災害時の公衆衛生や道路上の安全を確保する観点から、仮置き場への排出方法等を適切に案内できるよう検討を進めます。

■災害時のごみ排出方法の各主体の取組み

市民の取組み	●災害時のごみ排出方法の平時からの理解（再掲）
事業者の取組み	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討（再掲）
行政の取組み	●平時からの片づけごみの排出方法や仮置き場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲）
	●災害時におけるごみ排出方法等の情報共有手段の検討

個別施策3-5-④ 災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築

○災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築

災害時におけるごみの収集・処分及び家屋を解体した際に生じるがれき等の災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう、民間事業者との協力体制の構築を図ります。

個別施策3-5-⑤ 他自治体等との相互支援体制の強化

○東埼玉資源環境組合を構成する各市町との相互支援体制の強化

東埼玉資源環境組合を構成する各市町との連携及び相互支援体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

○埼玉県清掃行政研究協議会の協定を活用した相互支援体制の強化

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合で、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理の相互支援に関する協定を締結していることから、引き続き迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

○大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の活動による相互支援体制の強化

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の活動を通して、国・県及び他自治体との災害廃棄物処理に係る情報共有や広域連携を図ります。

■ 第2節 ごみ処理の数値目標

(1) 数値目標の設定

本計画におけるごみ処理に関する「数値目標」は、前計画の進捗状況や近年の社会情勢、本計画で推進する施策等の要素を踏まえ、以下のとおり設定します。

表6-1 本計画の実績値と目標値

旧		<前計画の数値目標の項目と目標値>			
	項目	単位	H31・R1 (2019) 実績値	R6 (2024) 実績値	R12 (2030) 目標値 ^(注)
1	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	795	727	690
2	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	528	476	440
3	事業系ごみ排出量	t/年	26,143	23,480	21,000
4	最終処分量	t/年	7,668	6,667	6,500
5	リサイクル率	%	17.7	17.5	25.0
6	家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,267	6,000



新		<本計画の数値目標の項目と目標値>			
	項目	単位	H31・R1 (2019) 実績値	R6 (2024) 実績値	R12 (2030) 目標値 ^(注)
1	1人1日当たりのごみ焼却量	g/人・日	700	636	580
2	最終処分量	t/年	7,668	6,667	5,800
3	リサイクル率	%	17.7	17.5	25.0
4	家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,267	5,800

(注) 目標値は予測値以上の減量をめざして設定しています。

(注) 色塗りされた部分が前計画から本計画で変更を加えた箇所になります。



(2)数値目標の設定理由

目標1 1人1日当たりのごみ焼却量を580g/人・日に削減する

前計画においては、国が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、「1日1人当たりのごみ排出量」や「1日1人当たりの家庭ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」の3つの指標を本市の数値目標の項目として設定していました。

令和6年度（2024年度）に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画においては、これまで焼却処理に回されていた資源の活用に着目し、循環利用への移行に伴う焼却量の変化を把握するために、前述の3つの指標が「1日1人当たりのごみ焼却量」へ見直しされ、令和12年度（2030年度）までに約580g/人・日とすることが目標値になりました。

そのため、本計画も3つの指標を1つに統合し、「1日1人当たりのごみ焼却量」を数値目標の項目として設定します。

本目標の達成に向けて、プラスチック資源の回収・リサイクルや、資源物の店頭回収を行っているスーパー等の情報を周知し、市民の資源物の排出方法を拡大する等の取組を実施し、燃えるごみの中から可能な限り資源ごみを取り除き、資源を循環させるライフスタイルへの転換を推進します。

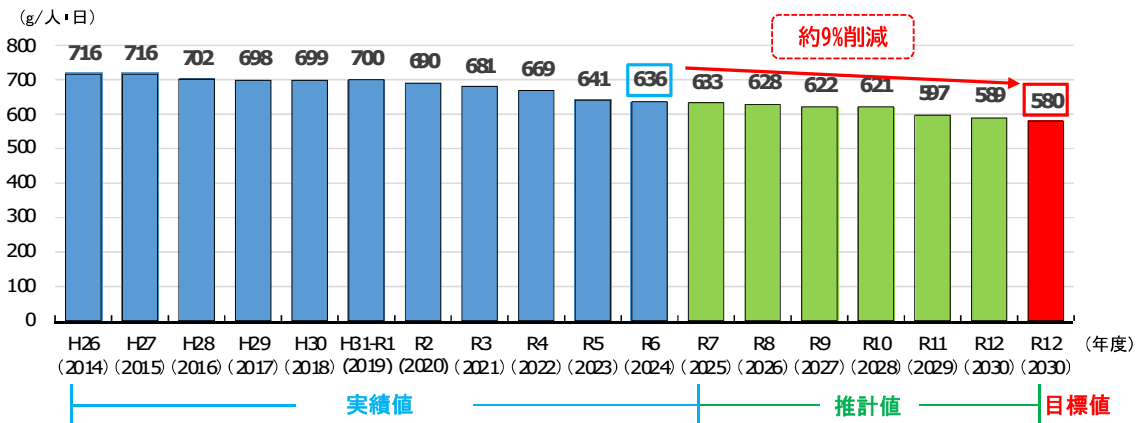


図6-1 1人1日当たりのごみ焼却量の実績・推計・目標値

目標2 最終処分量を5,800 t/年に削減する

燃えるごみの削減や燃えるごみの焼却処理から発生する焼却灰等の資源化、燃えないごみの削減を積極的に推進することで最終処分量の削減に努め、令和12年度（2030年度）までに最終処分量を6,667 t/年（令和6年度（2024年度）実績）から5,800 t/年に約13%削減します。（図6-3参照。）

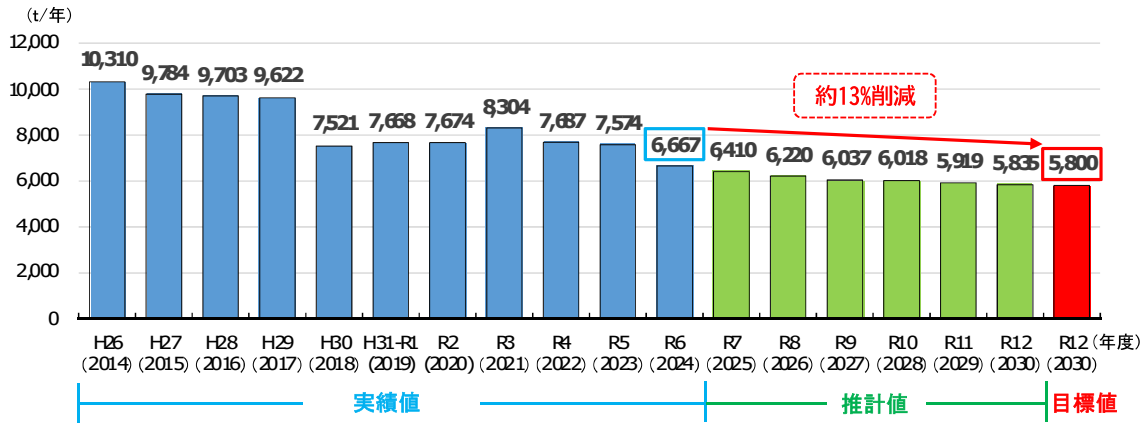


図6-2 最終処分量の目標値

目標3 リサイクル率を25%に引き上げる

ごみの資源化には、分別を適切に実施することが重要となります。

このため、分別の徹底を呼びかける啓発活動や、資源物を排出しやすい環境づくりに取り組むことで、令和12年度（2030年度）までにリサイクル率を17.5%（令和6年度（2024年度）実績）から25%に約7.5ポイント引き上げます。（図6-4参照。）

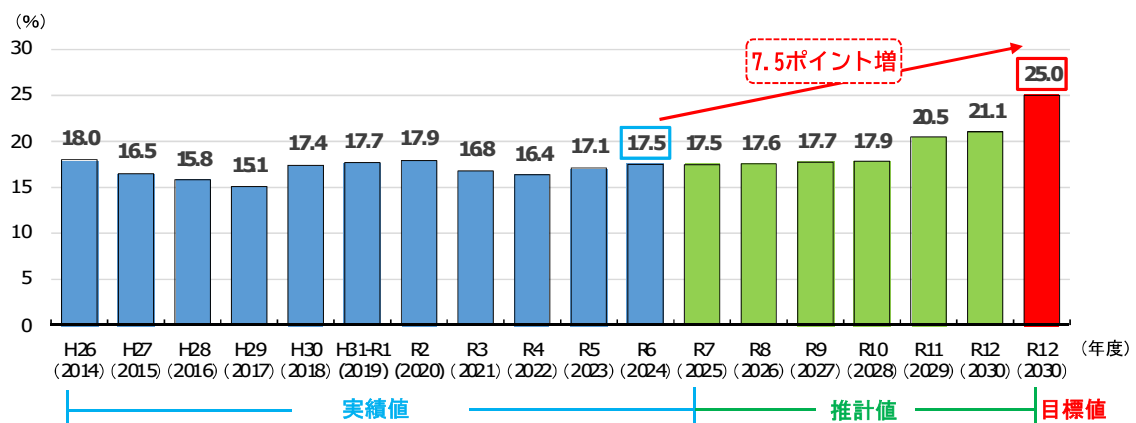


図6-3 リサイクル率の目標値

目標4 家庭から排出される食品ロス量を 5,800 t /年に削減する

家庭から排出される食品ロス量を削減するためには、1人1人が食べ物を無駄にしない意識を持つことが重要です。

今後も、食品ロス削減の必要性について普及啓発を行い、食品の適正量の購入等を推進することで、令和12年度（2030年度）までに家庭から排出される食品ロス量を7,267 t/年（令和6年度（2024年度）実績）から5,800 t/年に約20%削減します。（図6-5参照。）

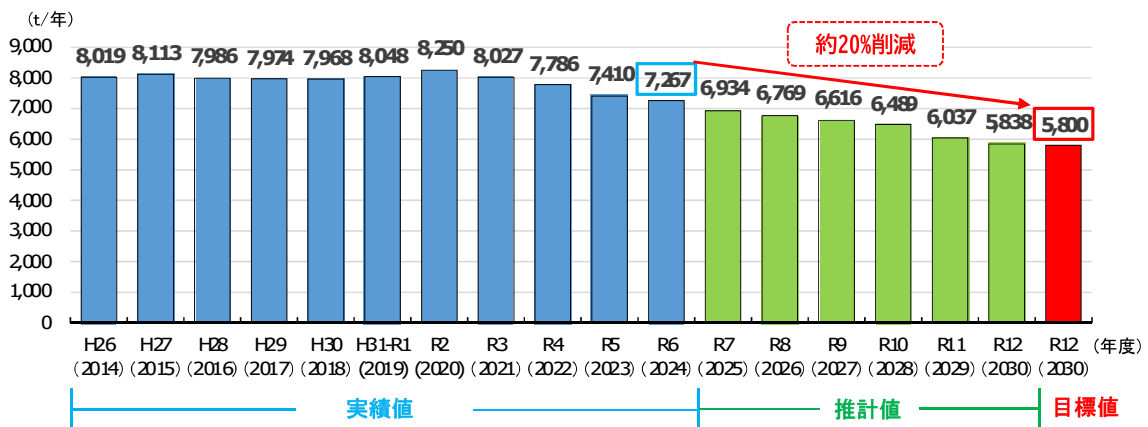


図6-4 家庭から排出される食品ロス量の目標値

コラム

家庭での食品ロス削減の取組みの効果は・・・

食品ロスを計量することで、約2割の食品ロスを減らすことができます。また、食品ロスを減らす取組みをすることで、約4割の食品ロスを減らすことができます。

出典：消費者庁ウェブサイト

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/)



第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

生活系ごみの収集運搬は、直営ないし委託業者にて行います。

事業系ごみについては、自らの責任において適正に処理することを基本原則としますが、本市で処理処分可能なごみに限り受け入れることとし、収集運搬は許可業者もしくは直接搬入にて行うこととします。

表6-2 ごみの収集区分と収集運搬体制

分類	項目	収集運搬担当	収集方式	排出形態	収集回数	
生活系ごみ	燃えるごみ	市	ステーション	袋	週2回	
	ペットボトル	市	ステーション	カゴ	隔週	
	白色トレイ	市	ステーション	カゴ	隔週	
	古着類	市	ステーション	袋	隔週	
	古紙類	新聞	市	ステーション	ひも結束	隔週
		雑誌				隔週
		段ボール				隔週
		牛乳パック				隔週
		雑紙				隔週
	雑紙	市	拠点回収	-	-	
	燃えないごみ	市	ステーション	カゴ	隔週	
	缶	市	ステーション	カゴ	隔週	
	びん	市	ステーション	カゴ	隔週	
	粗大ごみ	市	戸別	-	随時 (申込制)	
危険ごみ	市	ステーション	カゴ	隔週		
粗大ごみ せん定枝・刈り草	直接搬入 (排出者)	-	-	随時		
事業系ごみ	一般廃 棄物	燃えるごみ	許可業者	-	-	
		せん定枝 (公共施設)	許可業者 直接搬入	-	-	
		資源物 (食品循環資源等)	許可業者	-	-	
	産業廃棄物	許可業者	-	-	-	

(2) 中間処理計画

① 燃えるごみ、せん定枝・刈り草

燃えるごみ、せん定枝・刈り草については、東埼玉資源環境組合に搬入して中間処理を行います。

燃えるごみは、第一工場ごみ処理施設において焼却処理を行います。焼却処

理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給を行っており、焼却灰等の一部は再生利用します。

せん定枝・刈り草は、堆肥化施設において堆肥化し、有機栽培や緑化の推進に有効活用します。

②燃えないごみ

燃えないごみは越谷市リサイクルプラザに搬入して破碎処理し、資源を選別した後、可燃残さは東埼玉資源環境組合にて焼却処理し、不燃残さについては埋立処分します。

③資源ごみ

ア 古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑紙）、ペットボトル、古着類、白色トレイ

家庭から排出される古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイについては、民間の再生事業者に引き渡して資源化します。

また、事業所から排出されるごみについては、事業者の責任で適切にリサイクルするよう指導を行います。

イ 缶、びん、危険ごみ、粗大ごみ

缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザに搬入して破碎・選別処理を行い、資源は民間の再生事業者に引き渡して資源化します。不燃残さについては埋立処分します。

ウ 雑紙、小型家電（拠点回収分）

市の公共施設で雑紙、小型家電の拠点回収を実施します。

拠点回収した雑紙、小型家電は、他の古紙類や小型家電と同様、民間の再生事業者に引き渡して資源化します。

(3)最終処分計画

東埼玉資源環境組合における燃えるごみの焼却処理後の残さは、組合の第二最終処分場（エコパーク吉川「みどり」、現在は搬入を行っていません）と県内及び県外の最終処分場において埋立処分します。

越谷市リサイクルプラザでの不燃残さについては、埼玉県環境整備センターにおいて埋立処分します。市の所有する越谷市一般廃棄物最終処分場には、県の最終処分場を優先的に使うため、当分の間、搬入は行いません。不燃残さ量は大きく変化しないと見込まれますが、最終処分量の削減を図るためにもごみの排出抑制・資源化に努める必要があります。

なお、埋立処分量の推移に応じて、適切な時期に施設の整備について関係機関と連携して検討します。

第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項

(1) 中間処理施設

ごみの中間処理を実施するための東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設・堆肥化施設及び越谷市リサイクルプラザの処理能力、処理方式等は表6-3～6-5のとおりです。

表6-3 東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設

項目	内容
設置主体	東埼玉資源環境組合
所在地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	45,875.44m ² (堆肥化施設を含む)
竣工	平成7年(1995年)9月
焼却能力及び処理方式	800t/日(200t/日・炉×4炉) 全連続燃焼式機械炉
焼却灰溶融処理能力及び処理方式	160t/日(80t/日・炉×2炉(1炉予備)) アーク式電気溶融炉
発電設備能力及び発電方式	24,000kW(12,000kW/基×2基) 抽気復水タービン空冷式
余熱利用	蒸気タービンによる発電、場内熱供給、給湯及び場外への熱供給

表6-4 東埼玉資源環境組合 堆肥化施設

項目	内容
設置主体	東埼玉資源環境組合
所在地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	7,800m ²
竣工	平成11年(1999年)9月
処理能力	一次破砕機 4.5t/hr(破砕後サイズ:120mm程度)
	二次破砕機 3.0t/hr(破砕後サイズ:50mm程度)
	三次破砕機 0.9t/hr(破砕後サイズ:25mm程度)



表6-5 越谷市リサイクルプラザ

項目	内容
設置主体	越谷市
所在地	埼玉県越谷市大字砂原355番地
敷地面積	9,684.02m ²
竣工	平成18年(2006年)3月(資源化施設) 平成19年(2007年)10月(啓発・業務施設)
処理能力 ^(注)	不燃・不燃粗大ごみ 25.6 t/日 可燃粗大ごみ 2.8 t/日 びん 15.2 t/日 缶 8.0 t/日 危険ごみ 0.4 t/日

(注) 1日5時間稼働としたときの処理能力

(2)最終処分場

東埼玉資源環境組合からの焼却残さ及び越谷市リサイクルプラザからの不燃残さの埋め立て処分を実施するための、東埼玉資源環境組合一般廃棄物第二最終処分場(エコパーク吉川「みどり」、現在は搬入を行っていません)・埼玉県環境整備センター・越谷市一般廃棄物最終処分場(現在は搬入を行っていません)の埋立面積、計画埋立容量等は、表6-6～6-8のとおりです。

表6-6 東埼玉資源環境組合 一般廃棄物第二最終処分場

項目	内容
設置主体	東埼玉資源環境組合
愛称	エコパーク吉川「みどり」
所在地	埼玉県吉川市大字高久666番地1
埋立開始年	平成14年(2002年)4月
埋立対象物	溶融スラグ
埋立面積	31,000m ²
計画埋立容量	170,000m ³
浸出水処理施設規模	120m ³ /日

(注) 平成31年(2019年)4月から第一工場ごみ処理施設の灰溶融処理を休止しており、受入休止中

表6-7 埼玉県環境整備センター

項目	内容
設置主体	埼玉県
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 大字富田地内
埋立開始年	平成元年(1989年)2月
埋立対象物	一般廃棄物及び産業廃棄物
埋立面積	977,000m ²
計画埋立容量	1,930,000m ³
浸出水処理施設規模	650m ³ /日

表6-8 越谷市一般廃棄物最終処分場

項目	内容
設置主体	越谷市
所在地	埼玉県越谷市大字砂原146番地1
埋立開始年	平成2年(1990年)6月
埋立対象物	破碎選別後の不燃性残さ
埋立面積	11,494m ²
計画埋立容量	60,730m ³
浸出水処理施設規模	45m ³ /日

■ 第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

○廃棄物減量等推進審議会との連携

市民・事業者等から構成される廃棄物減量等推進審議会を引き続き設け、本計画の進捗を継続的に確認するとともに、本市の地域特性に応じたごみ減量・資源化について検討します。

コラム

越谷市廃棄物減量等推進審議会とは

本市では、総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。この審議会に本計画の進捗状況を毎年度報告し、評価を行います。

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第5条の7第1項の規定により越谷市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市民及び団体の代表者
- （2） 知識経験者
- （3） 物の製造及び販売等を行う事業者
- （4） 廃棄物の再生等を行う事業者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか審議会について必要な事項は、規則で定める。

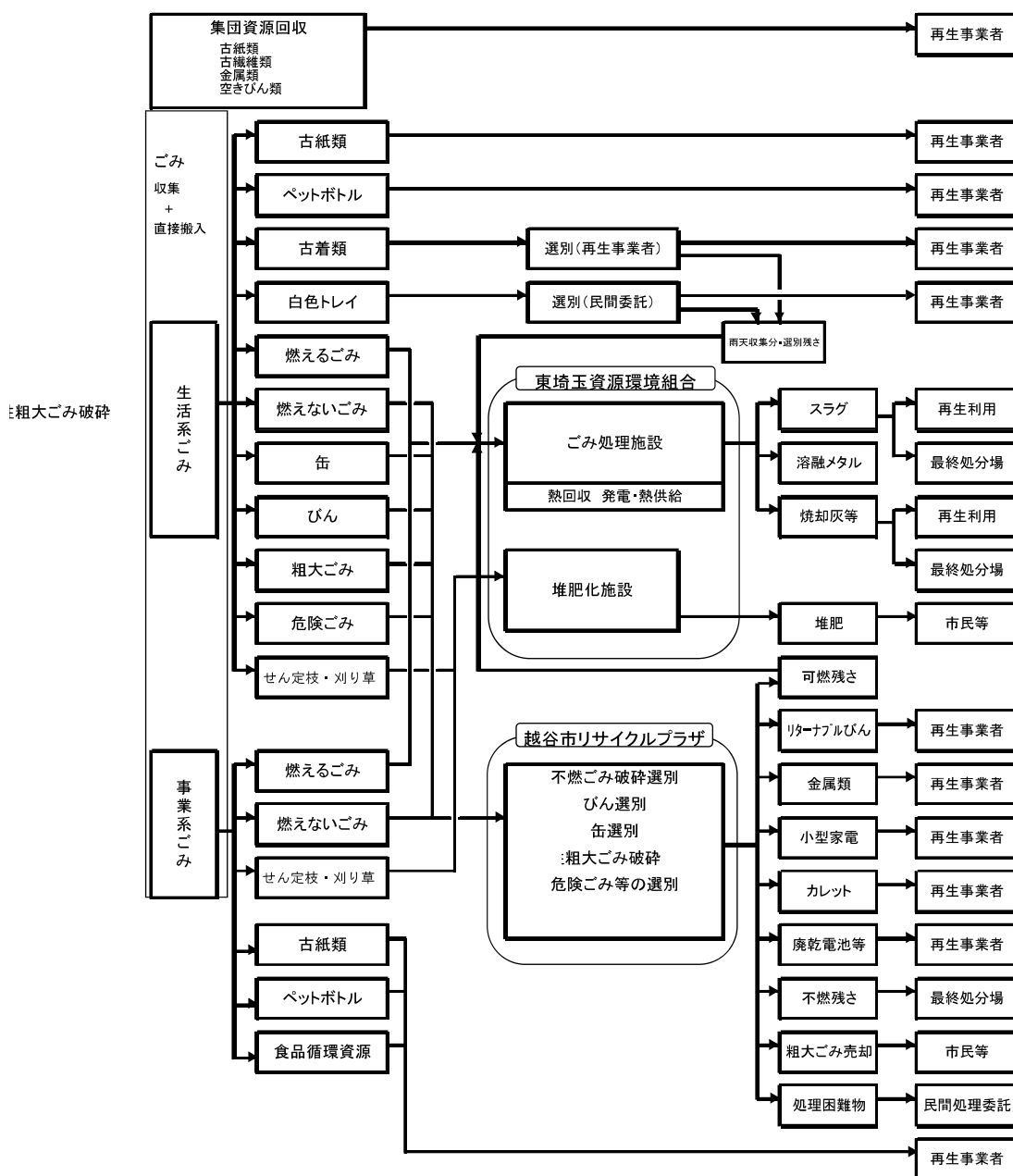


第6節 計画処理フロー

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）までの本市におけるごみ処理フローは、図6-6に示すとおりです。

基本的に、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみについては、現行の処理・処分方法を継続します。

なお、国が推進しているプラスチック資源の総合的な循環施策については、今後の国の動向を注視し、地域の特性を鑑みながら東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携を図り検討します。



コラム

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。

令和3年（2021年）に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ資源循環促進法）」は、設計・製造から排出・回収・リサイクルまでライフサイクル全体で資源循環を進める包括法で、令和4年（2022年）4月に施行されました。

国・自治体・事業者・消費者の役割を定め、特に事業者には設計段階での環境配慮や再資源化等の取り組みを求めています。

プラスチック資源循環の対象は、

プラスチック容器包装廃棄物	お菓子の袋、卵パック、チューブ容器などプラマークのつくもの
プラスチック使用製品廃棄物	歯ブラシ・バケツ・ちりとり・保存用ポリ袋等、プラスチックのみでできた小型製品

に大別されます。

市町村は区域内でのプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と、分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずる努力義務が課されており、方法は2通りあります。

法第32条「容リルート」	<p>既存の「容器包装リサイクル法」の仕組みを利用し、国の指定法人（日本容器包装リサイクル協会）に処理を委託する方法です。</p> <p>全国で使われている実績のある仕組みで、安定したリサイクルルートが確保できます。</p> <p>一方で、自治体は回収後に細かく分けたり、圧縮したりする手間が必要で、処理費用は入札価格や全国的な処理能力の影響を受けます。</p>
法第33条「大臣認定（認定計画）ルート」	<p>自治体が自らリサイクル計画を作り、環境大臣などの認定を受けて、リサイクル事業者と直接契約し処理を進める方法です。</p> <p>地元の事業者と連携しやすく、輸送距離の短縮や費用削減が期待できますが、計画づくりや安定した処理体制の確保など、自治体の負担や責任は大きくなります。</p>

これらの仕組みは、平成31年（2019年）に策定された「プラスチック資源循環戦略」が掲げる“3R + Renewable”——リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再利用）に加え、バイオプラスチックなど再生可能資源への転換を実現するための重要な柱となっています。令和5年度（2023年度）以降、全国の自治体で一括回収と再商品化の取り組みが本格化しています。

第2部

生活排水処理基本計画

第1節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画で、市が計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における市内の生活排水の処理方法や処理施設の普及の見通し、生活排水処理を行う過程で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理方法など、生活排水処理に係る基本的な方針及び施策を定めるものです。

本市の総合的なまちづくりの施策及び事業を方向づける「越谷市総合振興計画」の分野別計画として、総合計画が定める将来像『水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安心・安全・共生都市』の実現に向け、環境関連の主要施策を定める「越谷市環境管理計画」及び廃棄物分野の関連計画である「越谷市一般廃棄物処理基本計画」とともに、本市の生活排水処理に関するより具体的な施策を定めます。

また、県では、広域的な観点から生活排水処理施設の整備を計画的に進めるための指針として、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を定めており、本計画は同構想と連携し、広域的な計画との整合のもと、生活排水処理の施策を展開するものとします。

なお、本計画は、これまで生活排水処理を対象とする独立した計画として策定してきましたが、本計画の改定と一般廃棄物処理基本計画の中間見直しが同時期となったこと、組織改正による担当部署の再編などを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画との一体化を図ることとしました。

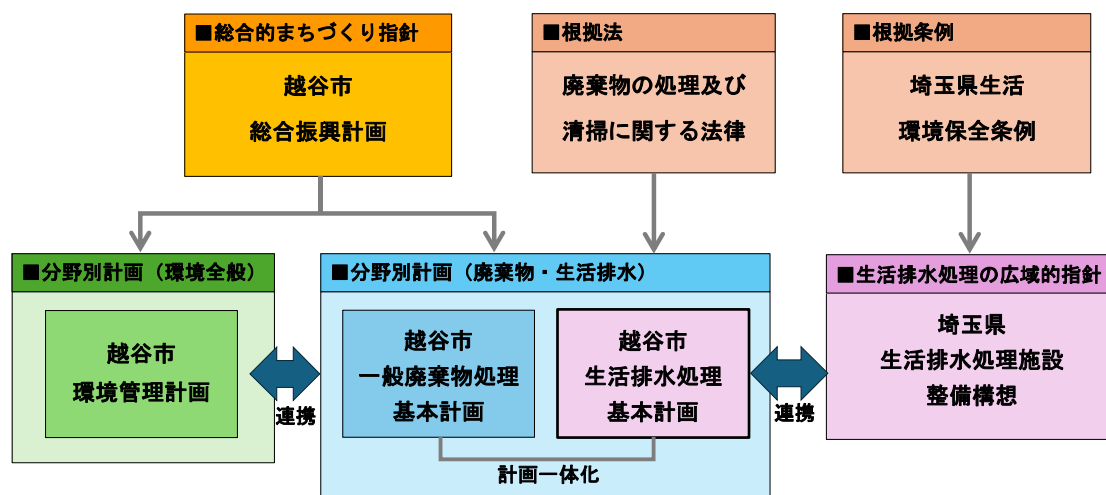


図7- 生活排水処理基本計画の位置づけ

第2章

生活排水処理の現状

第1節 河川・生活排水の概況

(1) 河川水質の状況

本市には、元荒川、古利根川、綾瀬川、新方川、中川の一級河川が流れ、また、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など多くの河川用水も流れています。

市及び県では、河川の水質監視のため主要河川 11 地点と、流入水路 7 地点、大相模調整池 1 地点で調査を行っています。

主要河川の水質測定結果をみると、平成初期以前はBODの年平均値が環境基準（BOD75%値5mg/l以下）を超える河川がありました。近年の公共下水道の整備進捗等により改善し、主要河川では全て環境基準を達成していますが、引き続き改善していく必要があります。



図7- 河川・流入水路等水質調査地点

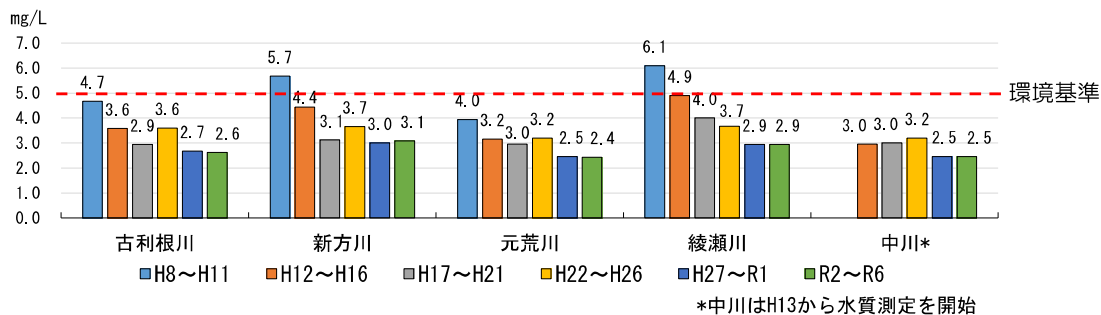


図7- 主要河川の年平均BODの5年間平均の推移

(2)生活排水の処理の流れ

現在、市の生活排水は、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」、「汲み取り」の4つの形態で処理されています。

「公共下水道」及び「合併処理浄化槽」では、生活雑排水とし尿を合わせて処理し、処理水が公共用水域に排水されます。

「単独処理浄化槽」及び「汲み取り」では、し尿はそれぞれの系統で処理されますが、生活雑排水は処理されないまま、直接、公共用水域に排水されることとなります。令和3年度（2021年度）の埼玉県環境白書によると、河川の水質汚濁は、生活雑排水の流入が主な原因と算出されていることから、「単独処理浄化槽」及び「汲み取り」について、下水道への接続または合併浄化槽への転換を促進していく必要があります。

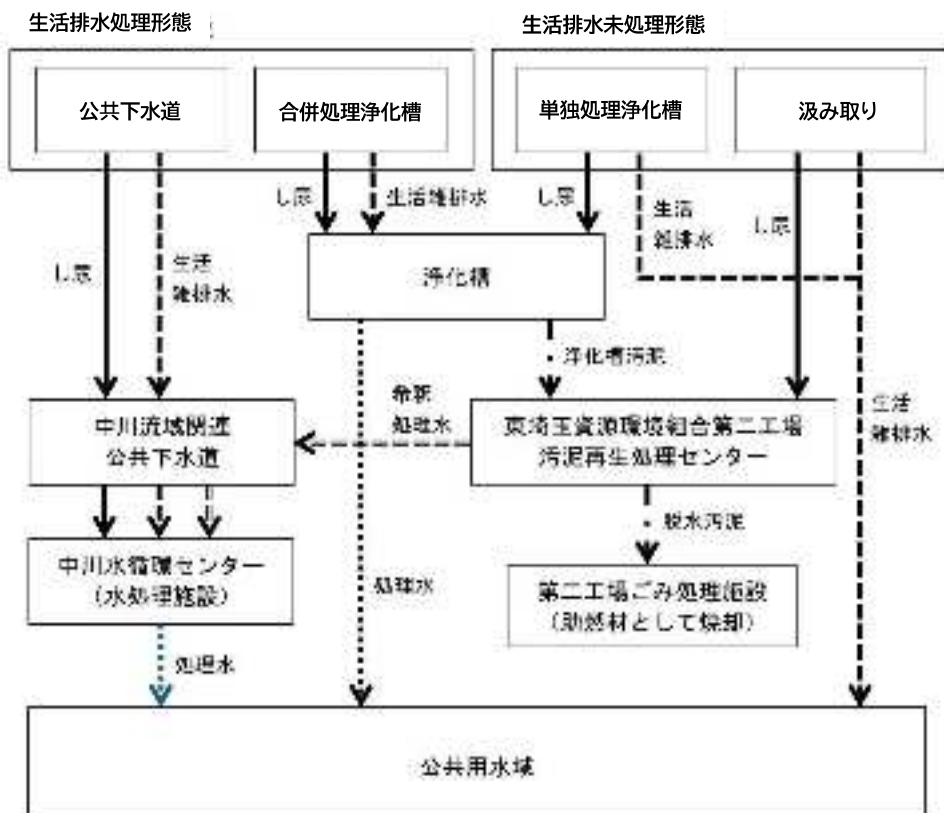


図7- 生活排水の処理の流れ

(3)生活排水処理率及び処理形態別人口の推移

① 生活排水処理人口普及率

本市の公共下水道の区域で、下水道に接続している人口を「公共下水道人口」としました。

公共下水道の区域以外は、合併処理浄化槽により生活排水を処理する区域（以下「浄化槽処理区域」という。）となり、浄化槽処理区域において合併処理浄化槽を使用している人口を「合併処理浄化槽人口」としました。

公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合わせた割合を「生活排水処理人口普及率」とし、令和6年度（2024年度）末時点で89.0%となっています。

表7-生活排水処理人口普及率の推移

区分	生活排水	処理形態	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
市全域	処理	公共下水道人口	269,306	271,457	275,958	278,421	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535
		合併処理浄化槽人口	23,172	23,208	21,915	22,581	23,159	23,659	24,470	26,156	24,925
	未処理	単独処理浄化槽人口	43,350	43,775	43,039	41,365	39,976	38,997	37,741	35,460	35,956
		汲み取り人口	2,860	2,655	2,471	2,315	2,218	1,954	1,781	1,681	1,576
		合計	338,688	341,095	343,383	344,682	345,487	344,674	343,644	342,681	341,992
	生活排水処理人口普及率		86.4%	86.4%	86.7%	87.3%	87.8%	88.1%	88.5%	89.2%	89.0%

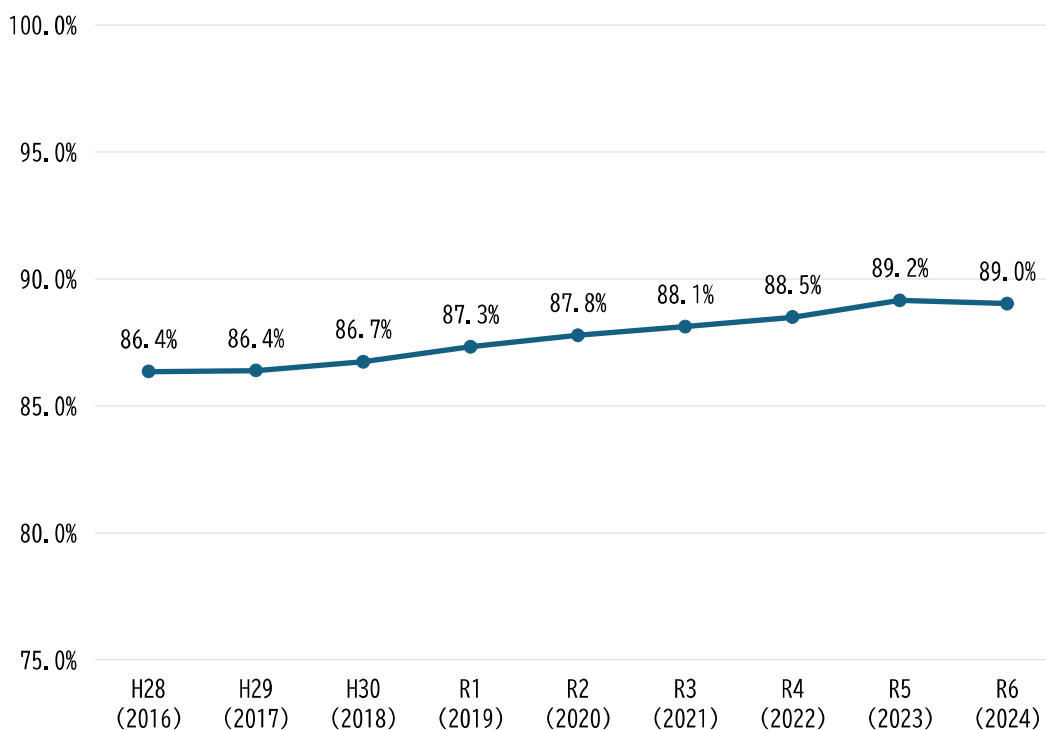


図7- 生活排水処理人口普及率の推移

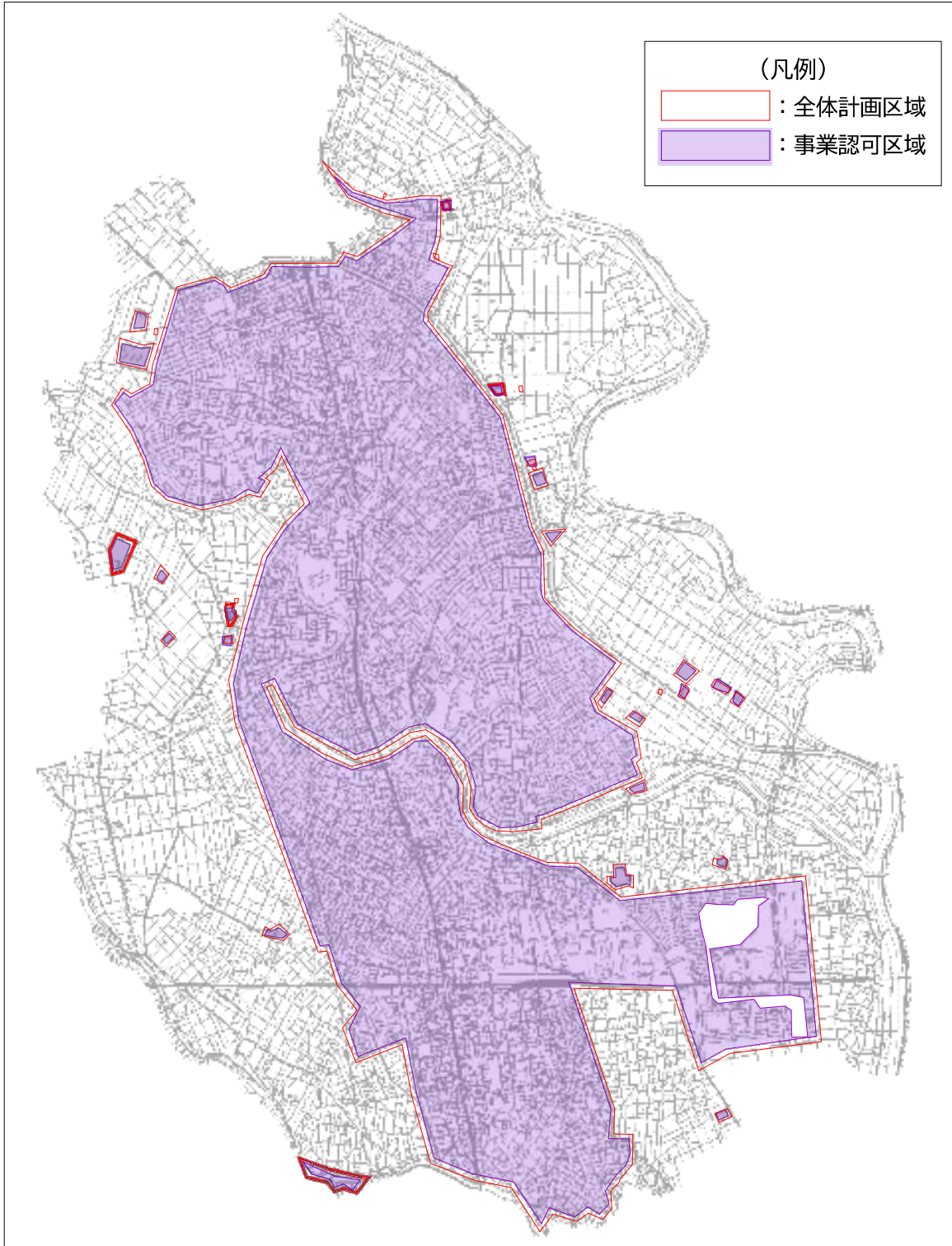


図7- 下水道計画図（污水）

出典：令和6年度（2024年度）下水道事業の運営について（中間答申）

※本計画において、全体計画区域を浄化槽処理区域、事業認可区域を下水道整備区域とします。

② 下水道事業計画区域の処理形態別人口

本市の公共下水道の整備は平成12年度(2000年度)に概ね完了しました。

下水道事業計画区域では、公共下水道に接続した人口が大部分を占め、接続割合は令和6年度(2024年度)末において96.7%となっています。生活排水未処理である、「単独処理浄化槽人口」及び「汲み取り人口」は徐々に減少していますが、「単独処理浄化槽人口」は、令和6年度(2024年度)末に約8,000人であることから、公共下水道整備済み区域において、公共下水道への接続を促進していく必要があります。

表7- 下水道事業計画区域の処理形態別人口・接続割合の推移

年度		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
下水道事業 計画区域	公共下水道人口	269,306	271,457	275,958	278,421	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535
	合併処理浄化槽人口	2,377	2,578	3,606	2,314	2,825	2,796	3,249	4,160	828
	単独処理浄化槽人口	17,017	16,213	14,384	10,986	11,428	10,783	9,988	9,317	8,374
	汲み取り人口	877	839	694	635	617	530	471	500	390
	計	289,577	291,087	294,642	292,356	295,004	294,173	293,360	293,361	289,127
うち、 供用開始済 区域	公共下水道人口	269,306	271,457	275,958	278,421	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535
	合併処理浄化槽人口	403	375	776	1,012	959	800	998	1,193	525
	単独処理浄化槽人口	12,298	11,657	10,340	9,354	8,991	8,970	8,603	8,027	8,268
	汲み取り人口	753	747	631	582	571	481	425	425	363
	計	282,760	284,236	287,705	289,369	290,655	290,315	289,678	289,029	288,691
うち、 未整備区域	合併処理浄化槽人口	1,974	2,203	2,830	1,302	1,866	1,996	2,251	2,967	303
	単独処理浄化槽人口	4,719	4,556	4,044	1,632	2,437	1,813	1,385	1,290	106
	汲み取り人口	124	92	63	53	46	49	46	75	27
	計	6,817	6,851	6,937	2,987	4,349	3,858	3,682	4,332	436
接続割合		93.0%	93.3%	93.7%	95.2%	95.0%	95.2%	95.3%	95.2%	96.7%

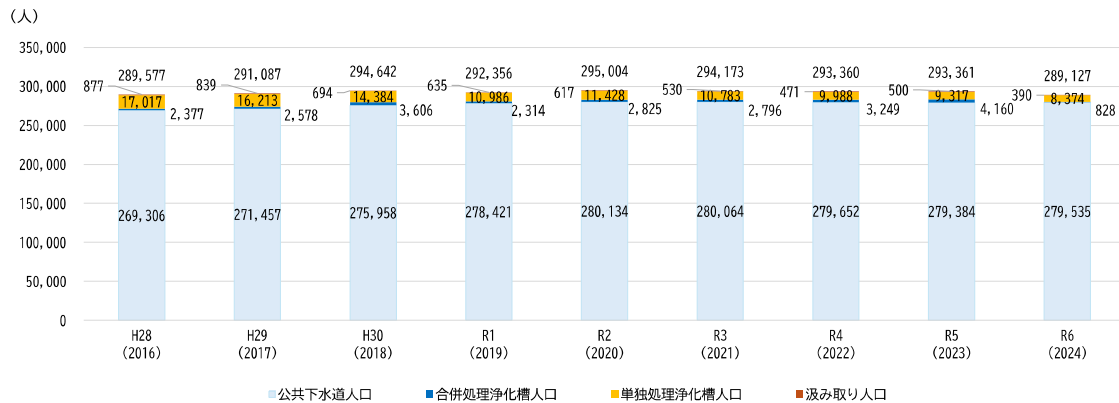


図7- 下水道事業計画区域の処理形態別人口の推移

③ 浄化槽処理区域の処理形態別人口

「合併処理浄化槽人口」は徐々に増加していますが、その割合は令和6年度（2024年度）末において45.6%と、「単独処理浄化槽人口」を下回る状況です。

「単独処理浄化槽」及び「汲み取り」の、「合併処理浄化槽」への転換を促進していく必要があります。

なお、下水道整備区域の縮小に伴い、下水道区域に計上されていた人口が浄化槽処理区域の人口に計上されたため、平成30年度（2018年度）以降の区域内人口が増加しました。

（表7-、図7-参照）。

表7- 浄化槽処理区域の処理形態別人口の推移

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
合併処理浄化槽人口	8,141	9,762	18,309	20,267	20,334	20,863	21,221	21,996	24,097
単独処理浄化槽人口	11,954	10,431	28,655	30,379	28,548	28,214	27,753	26,143	27,582
汲み取り人口	406	399	1,777	1,680	1,601	1,424	1,310	1,181	1,186
区域内人口	20,501	20,592	48,741	52,326	50,483	50,501	50,284	49,320	52,865
合併処理浄化槽人口割合	39.7%	47.4%	37.6%	38.7%	40.3%	41.3%	42.2%	44.6%	45.6%

合併処理浄化槽人口割合：合併浄化槽人口/区域内人口×100%

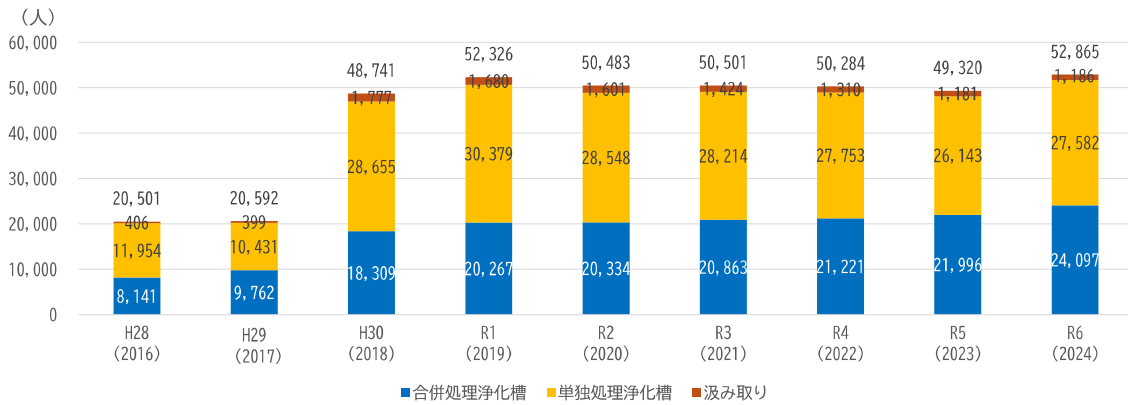


図7- 浄化槽処理区域の処理形態別人口の推移

(4) し尿・汚泥処理施設

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、東埼玉資源環境組合が運営する第二工場汚泥再生処理センター「愛称：八條キラリ」にて中間処理として脱水処理等を行い、汚泥は助燃材として活用しています。

表7- 第二工場汚泥再生処理センター「愛称：八條キラリ」の概要

所在地	埼玉県八潮市大字八條 681 番地 1
敷地面積	25,884.14 m ² (本施設建設敷地：約 6,700 m ²)
処理方法	固液分離方式 + 水処理方式 + 下水道放流 固液分離方式：直接脱水処理 水処理方式：担体処理 + 標準脱窒素処理
建築面積	1,609.40 m ²
延床面積	3,226.92 m ²
処理能力	260kL/日
発電能力	太陽光発電：35kW
工期	着工：平成 28 年 (2016 年) 3 月 28 日 完成：平成 30 年 (2018 年) 3 月 5 日

(5) し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の維持

下表のとおり適正にし尿・浄化槽汚泥の処理をしていきます。

生活排水処理人口普及率の増加に伴い、汲み取り人口が減少すると推計されるため、し尿運搬委託業者と今後の業務内容について協議・調整していきます。

	区分	処理対象	処理主体
処理施設	公共下水道	し尿・生活雑排水	市
	流域下水道・中川水循環センター	し尿・生活雑排水	県
	合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・事業者
	単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者
	汚泥再生処理センター	し尿・浄化槽汚泥	東埼玉資源環境組合
	収集・運搬	し尿・浄化槽汚泥	委託業者・許可業者

表7- 生活排水の処理主体

第3章

前計画の進捗状況

第1節 前計画の評価

(1) 計画値に関する評価

現行の生活排水処理基本計画は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間として、最終年度目標を生活排水処理率100%に設定しました。

目標達成に向けた計画値と実績値は、下表・下図のとおりであり、令和6年度（2024年度）時点で生活排水処理率89.0%と、同年度の計画値を約10ポイント下回っております。

生活排水未処理人口は、令和6年度（2024年度）において、単独処理浄化槽35,956人、汲み取り1,576人が残存しており、令和7年度（2025年度）の計画値達成は困難な状況となっております。

区分	生活排水	処理形態	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
前回計画値	市全域	処理										
		公共下水道人口	270,479	273,138	275,796	278,455	281,114	281,368	281,622	281,876	282,130	282,384
	合併処理浄化槽人口	25,512	29,182	32,851	36,520	40,189	43,859	47,528	51,197	54,867	58,536	
	未処理											
	単独処理浄化槽人口	38,624	33,259	27,894	22,528	17,163	13,731	10,298	6,865	3,433	0	
	汲み取り人口	1,721	1,530	1,339	1,148	956	765	574	383	191	0	
	合計	336,336	337,109	337,880	338,651	339,422	339,723	340,022	340,321	340,621	340,920	
	生活排水処理人口普及率	88.0%	89.7%	91.3%	93.0%	94.7%	95.7%	96.8%	97.9%	98.9%	100.0%	
実績値	市全域	処理										
		公共下水道人口	269,306	271,457	275,958	278,421	280,134	280,064	279,652	279,384	279,535	-
	合併処理浄化槽人口	23,172	23,208	21,915	22,581	23,159	23,659	24,470	26,156	24,925	-	
	未処理											
	単独処理浄化槽人口	43,350	43,775	43,039	41,365	39,976	38,997	37,741	35,460	35,956	-	
	汲み取り人口	2,860	2,655	2,471	2,315	2,218	1,954	1,781	1,681	1,576	-	
	合計	338,688	341,095	343,383	344,682	345,487	344,674	343,644	342,681	341,992	-	
	生活排水処理人口普及率	86.4%	86.4%	86.7%	87.3%	87.8%	88.1%	88.5%	89.2%	89.0%	-	

表7- 前回計画値と実績値の比較

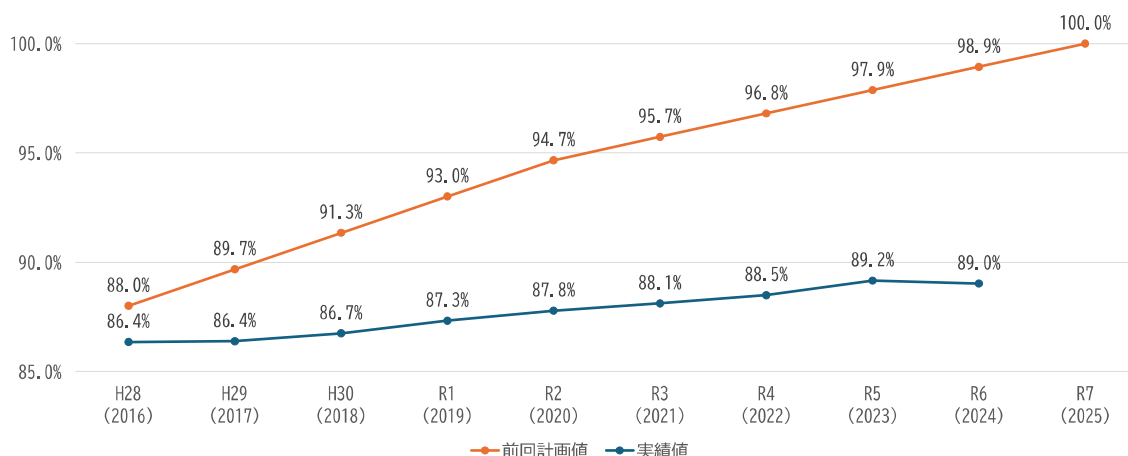


図7- 生活排水処理人口普及率の推移

(2) 施策及びその評価

市では計画目標の達成、生活排水処理の適正化に向け、以下の施策を展開してきました。

① 合併処理浄化槽への転換補助

市では、合併処理浄化槽の普及に向け、浄化槽区域の専用住宅を対象として既存の「単独処理浄化槽」又は「汲み取り」を合併処理浄化槽に転換する際に、補助金を交付しています（建築確認申請と伴うものは除く その他条件あり）。

表7- 合併処理浄化槽の転換設置に対する補助金額（令和6年度（2024年度））

人槽区分	工事費の上限額	撤去費の上限額	配管費の上限額	補助金上限額の合計
5人槽	384,000円	90,000円	250,000円	724,000円
7人槽	462,000円			802,000円
10人槽	585,000円			925,000円

過去補助実績は、次表のとおりであり、年度平均で39基、補助金額の平均額約2,960万円により、合併処理浄化槽への転換を促しました。

表7- 合併処理浄化槽補助実績（基数・補助金額）

年度	5人槽			7人槽			10人槽			合計			補助金額 (円)
	単独	汲み取り	合計	単独	汲み取り	合計	単独	汲み取り	合計	単独	汲み取り	合計	
H28 (2016)	10	5	15	13	2	15	1	0	1	24	7	31	24,328,000
H29 (2017)	11	3	14	25	0	25	0	1	1	36	4	40	31,766,000
H30 (2018)	18	7	25	25	1	26	0	0	0	43	8	51	39,674,000
R1 (2019)	19	3	22	24	1	25	1	0	1	44	4	48	37,402,000
R2 (2020)	20	6	26	15	0	15	0	0	0	35	6	41	31,366,200
R3 (2021)	14	4	18	12	0	12	0	0	0	26	4	30	21,036,000
R4 (2022)	23	1	24	14	2	16	0	0	0	37	3	40	28,028,000
R5 (2023)	28	1	29	9	0	9	0	0	0	37	1	38	27,944,000
R6 (2024)	16	4	20	12	0	12	1	0	1	29	4	33	24,759,000

また転換以外の単独処理浄化槽については、「家の取壊し」、または「公共下水道への接続」により、直近5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）※）平均で327基が廃止され、転換分と合わせ360基の単独処理浄化槽が廃止されています。これは、前回計画における単独処理浄化槽の年度目標廃止数（約1,130基）の3割程度であり、目標値を大きく下回る状況となっています。

※補助金制度が年度ごとに変更するため、直近5年間で平均値を算定。

表7- 単独処理浄化槽転換の廃止数

年度	単独処理 浄化槽基数	昨年度からの廃止基数		
		補助	補助以外	
H28 (2016)	13,184	-	24	-
H29 (2017)	13,065	119	36	83
H30*1 (2018)	13,383	-318	43	-361
R1 (2019)	13,251	132	44	88
R2 (2020)	12,897	354	35	319
R3 (2021)	12,740	157	26	131
R4 (2022)	12,550	190	37	153
R5 (2023)	11,623	927	37	890
R6 (2024)	11,452	171	29	142
年平均*2 (R2～R6)	-	360	33	327

*1 浄化槽区域の変更により、単独処理浄化槽の基数が増加しています。

*2 補助内容等が変更されたため、H28～R1を平均から除外しました。

② 市民に対する啓発活動

広報や自治会へのパンフレットの配布など、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図り、周知を行いました。

また、既存単独処理浄化槽の故障や破損が転換のきっかけになることから浄化槽の維持管理についても周知・啓発を行いました。

併せて、浄化槽に関する悪臭等の苦情が発生した地域に職員が向かい、対面で浄化槽転換の補助制度の説明等を実施しました。

■ 第2節 前計画の課題

(1) 目標未達の要因及び課題

これまで、合併処理浄化槽転換への補助制度や広報・啓発を行ってきましたが、合併処理浄化槽への転換が計画通りに進まない背景としては、以下のような要因が考えられます。

● 経済的な負担の大きさ

- ・ 浄化槽処理区域では、合併処理浄化槽への転換に対し、補助制度による経済面での支援を行っていますが、不足分については自己資金で賄う必要があるため、経済的な理由から転換に踏み切れないことが考えられます。

表 7- 合併処理浄化槽転換における負担額の平均（令和6年度（2024年度）実績）

人槽	平均工事費 (円)	補助金額（円）			個人負担	
		設置	処分	配管	金額（円）	割合
5	1,451,302	384,000	90,000	250,000	727,302	50.1%
7	1,918,068	462,000	90,000	250,000	1,116,068	58.2%
10	1,694,000	585,000	90,000	250,000	769,000	45.4%

※10人槽は、申請件数1件のため実績値

● 単独処理浄化槽に対する問題意識の持ちにくさ

- ・ 平成30年度（2018年度）以降の浄化槽処理区域における単独処理浄化槽・汲み取り人口の増減率をみると、汲み取りは堅調に転換・廃止等による減少が進んでいますが、単独処理浄化槽ではほぼ横ばいとなっています。
- ・ その要因としては、汲み取りから水洗トイレへの転換については、臭いや衛生面など、自身の住環境の改善に結びつきやすくなります。一方で、単独処理浄化槽の場合、すでにトイレの水洗化は図られ、一定の住環境が保たれているため、合併処理浄化槽への転換に積極的に取り組む理由に乏しいことが考えられます。
- ・ 一般的な浄化槽は地下に埋設されているため、利用者が浄化槽を認知しづらく、外観からの故障や破損が判明しにくいことが転換に繋がらない理由として考えられます。

第1節 計画の期間

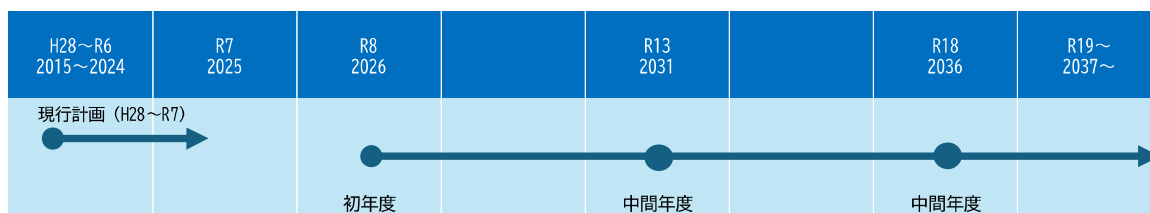
生活排水の現状や前回計画の評価を踏まえ、今回計画の期間・目標等を以下のとおり定めます。

(1) 計画期間

令和8年度（2026年度）から、生活排水処理人口普及率100%を目指す期間を新たな生活排水処理基本計画の計画期間として設定します。

また、中間目標年度を5年ごとに設定し、計画の進捗状況を検証するとともに、必要に応じて見直しを行います。

なお、埼玉県では、「埼玉県生活排水処理総合基本構想」において現行計画を見直し中であり、生活排水処理人口普及率100%を目指す計画期間を令和8年度（2026年度）～令和23年度（2041年度）までとしています。



■第2節 計画の目標

(1)生活排水の将来予測

直近5年間（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））の推移を踏まえ、現行の支援施策を継続した場合の処理形態別人口の将来推計結果は、以下のとおりです。

また、下水道を所管する課と連携し、必要があれば見直しを実施します。

なお、推計値は算定した時期によっては他計画と差異が生じる場合があります。

① 市全体の将来推計結果

市全体で集計すると、県の目標年度である令和23年度（2041年度）における未処理人口として、浄化槽処理区域の単独処理浄化槽人口 10,493 人が残存し、生活排水処理人口普及率は 96.6%と推計されます。

表7- 市全体の将来推計結果（直近5年間実績に基づく）

区域区分	処理形態	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
市全体	公共下水道人口	279,535	288,903	288,152	287,278	286,295	285,193	283,981	282,666	281,258
	合併処理浄化槽人口	24,925	24,208	24,837	25,460	26,056	26,640	27,218	27,785	28,329
	単独処理浄化槽人口	35,956	26,668	25,648	24,627	23,606	22,586	21,566	20,546	19,540
	汲み取り人口	1,576	1,074	933	794	654	515	374	239	104
	合計	341,992	340,853	339,570	338,159	336,611	334,934	333,139	331,236	329,231
生活排水処理人口		304,460	313,111	312,989	312,738	312,351	311,833	311,199	310,451	309,587
生活排水処理人口普及率		89.0%	91.9%	92.2%	92.5%	92.8%	93.1%	93.4%	93.7%	94.0%
区域区分	処理形態	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)
市全体	公共下水道人口	279,761	278,193	276,556	274,709	272,810	270,877	268,914	266,920	264,932
	合併処理浄化槽人口	28,849	29,259	29,669	30,241	30,814	31,390	31,971	32,554	33,145
	単独処理浄化槽人口	18,535	17,530	16,525	15,519	14,514	13,509	12,504	11,499	10,493
	汲み取り人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	327,145	324,982	322,750	320,469	318,138	315,776	313,389	310,973	308,570
生活排水処理人口		308,610	307,452	306,225	304,950	303,624	302,267	300,885	299,474	298,077
生活排水処理人口普及率		94.3%	94.6%	94.9%	95.2%	95.4%	95.7%	96.0%	96.3%	96.6%

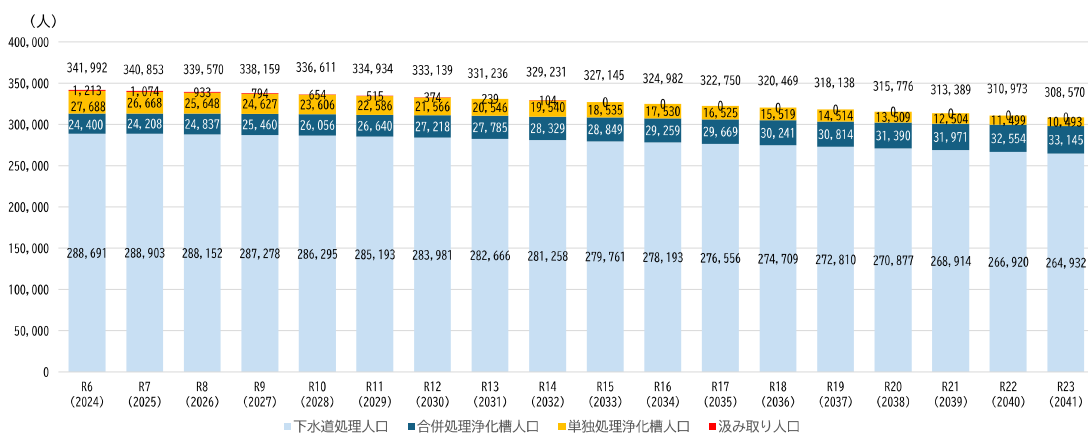


図7- 市全体の将来推計結果（直近5年間実績に基づく）

② 浄化槽処理区域の将来推計結果

浄化槽処理区域においては、現行の支援施策を継続した場合、汲み取り人口は、令和15年度（2033年度）にゼロとなる推計です。単独処理浄化槽人口は、令和23年度（2041年度）において10,493人残存し、生活排水処理人口普及率は76.0%と推計されます。

表7- 浄化槽処理区域の将来推計結果（直近5年間実績に基づく）

区分	処理形態別人口	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
浄化槽 処理 区域	合併処理浄化槽人口	24,097	23,948	24,620	25,286	25,923	26,550	27,171	27,785	28,329
	単独処理浄化槽人口	27,582	26,577	25,572	24,566	23,561	22,556	21,551	20,546	19,540
	汲み取り人口	1,186	1,051	915	780	645	510	374	239	104
	合計	52,865	51,576	51,107	50,632	50,129	49,616	49,096	48,570	47,973
生活排水処理人口普及率		45.6%	46.4%	48.2%	49.9%	51.7%	53.5%	55.3%	57.2%	59.1%

区分	処理形態別人口	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)
浄化槽 処理 区域	合併処理浄化槽	28,849	29,259	29,669	30,241	30,814	31,390	31,971	32,554	33,145
	単独処理浄化槽	18,535	17,530	16,525	15,519	14,514	13,509	12,504	11,499	10,493
	汲み取り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	47,384	46,789	46,194	45,760	45,328	44,899	44,475	44,053	43,638
生活排水処理人口普及率		60.9%	62.5%	64.2%	66.1%	68.0%	69.9%	71.9%	73.9%	76.0%

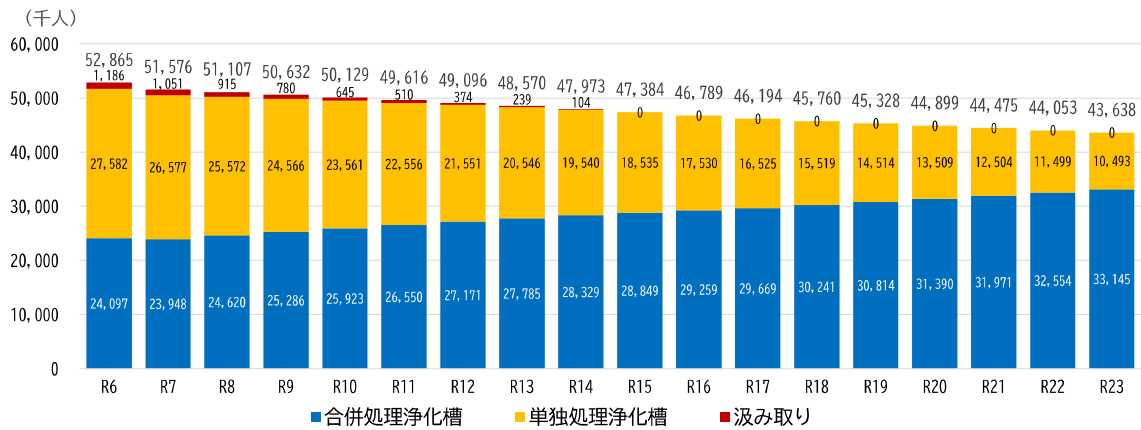


図7- 浄化槽処理区域の将来推計結果（直近5年間実績に基づく）

(2)計画目標の設定

① 越谷市における生活排水処理人口普及率 100%の定義及び見通し

越谷市では、生活排水処理人口普及率 100%達成することを、単独処理浄化槽と汲み取りの利用者をゼロとする、つまり「単独処理浄化槽及び汲み取りの設置基数をゼロにする」こととし、対策を進めます。

・汲み取りの人口及び設置数について

現在の支援策等を継続し、令和15年に設置基数が0になる推計です。(P79表7-参照。)

・単独処理浄化槽人口及び設置数について

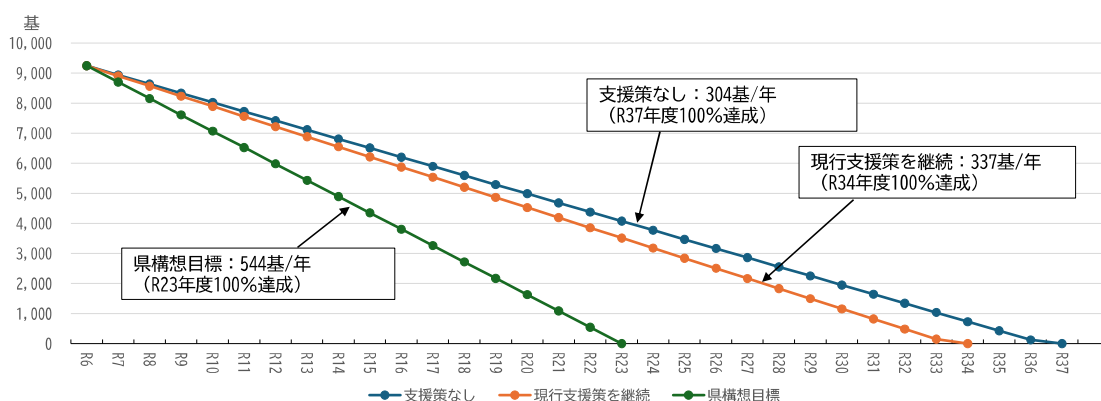
令和6年度末時点で浄化槽区域内の単独処理浄化槽人口は27,582人(P71図7-参照。)、単独処理浄化槽の設置基数は9,243基です。これらの値から、単独処理浄化槽1基あたりの平均使用人数は、2.98人と算出されます。

近年の単独浄化槽人口の減少は現行の補助金制度等による支援策を踏まえたものであり、今後も支援策を継続することにより、浄化槽区域における単独処理浄化槽人口の推移から令和7年度以降は1年間で約1,005人の減少が見込まれます。これを設置基数に換算すると1年間あたりで337基($1005/2.98 \div 337$)の廃止が見込まれ、令和34年度(2052年度)に単独処理浄化の設置基数が0になる推計となります。

また、現行の支援策を継続しない場合、補助金による年33基の転換数が差し引かれます。(P75表7-参照。)そのため、年度平均304基の廃止が見込まれ、令和37年度(2055年度)に単独処理浄化の設置基数が0になる推計となります。

なお、「埼玉県生活排水処理基本構想」の計画期間(令和8年度(2026年度)~令和23年度(2041年度))に生活排水処理人口普及率100%を達成するためには、本市において年度平均544基の単独処理浄化槽を廃止することが必要となります。(図7-参照。)

図7- 浄化槽区域の単独処理浄化槽基数廃止見通し(直近5年間実績に基づく)



② 将来目標の設定

生活排水処理人口普及率 100%達成年度を次のように設定します。後述の施策により、達成年度を令和34年度（2052年度）から令和28年度（2046年度）への短縮を図ります。

目標達成のため、年度平均 420 基の単独処理浄化槽を廃止とする推計です。

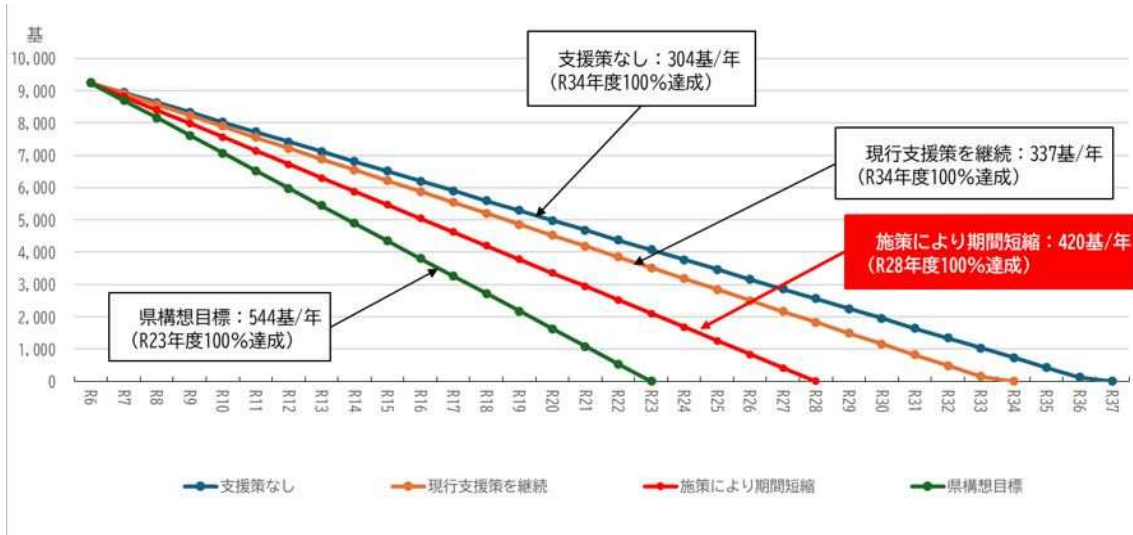


図7- 新規目標に基づく単独処理浄化槽基数の廃止見通し (浄化槽処理区域)

(3) 越谷市における計画期間

上記の推計から本計画の計画期間を令和8年度（2026年度）から令和28年度（2046年度）までの20年間とします。中間年度として、令和13年度（2031年度）、令和18年度（2036年度）、令和23年度（2041年度）を設定し、計画の進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを図ります。

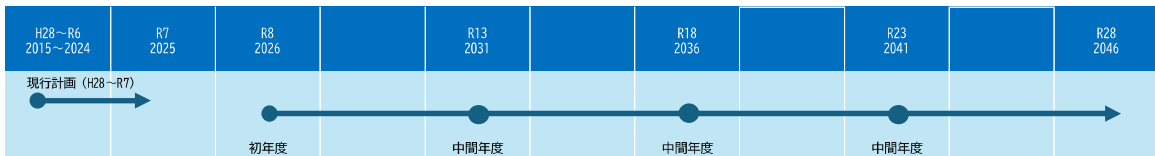


図7- 計画期間

(4)市内における生活排水処理人口普及率

新たな将来目標における達成指標として中間年度及び最終年度の生活排水処理人口普及率を次のとおり設定します。

表7- 目標達成までの処理形態別人口・生活排水処理人口普及率

区域区分	処理形態	基準年度	中間年度			最終年度
		R6 (2024)	R13 (2031)	R18 (2036)	R23 (2041)	R28 (2046)
市全域	下水道処理人口	279,535	282,666	274,709	264,932	255,001
	合併処理浄化槽人口	24,925	29,525	33,223	37,369	41,646
	単独処理浄化槽人口	35,956	18,806	12,537	6,269	0
	汲み取り人口	1,576	239	0	0	0
	合計	341,992	331,236	320,469	308,570	296,647
生活排水処理人口		304,460	312,191	307,932	302,301	296,647
生活排水処理普及率		89.0%	94.3%	96.1%	98.0%	100.0%



図7- 目標達成までの処理形態別人口

第5章

実現に向けた取り組み

■ 第1節 実現に向けた取り組み

(1) 下水道の整備推進・接続促進

公共下水道事業の完了を目指し、越谷市公共下水道全体計画及び中川流域関連越谷公共下水道事業計画に基づき公共下水道の整備を進めるとともに、整備済区域における公共下水道への接続を促進します。

(2) 合併処理浄化槽への転換促進

① 補助制度の継続

現行の合併浄化槽転換補助制度を継続し、浄化槽処理区域における転換に対し、経済的な支援を行います。

② 市民に向けた情報提供の充実

浄化槽の転換には個人の問題意識や意思が重要となるため、引き続き、広報やホームページ等による啓発に努めていく必要があります。

単独処理浄化槽使用者の多くを占める高齢世帯に向け、環境問題や転換を支援する制度の紹介等をより分かりやすく、丁寧に情報発信します。

③ 転換の動機づけ

浄化槽の維持管理により、既存単独処理浄化槽の故障や破損が使用者に認知されることが、合併処理浄化槽への転換の動機になることがあります。

維持管理の実施率を向上させ、転換が必要なことを認知する機会を増やすことで、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

また、市が保有するデータを用いて、単独処理浄化槽の維持管理が不足している、または転換が遅れている地域などを把握し、上記施策の効率化を図ります。

